

令和7年度 福井工業高等専門学校

自己点検・評価報告書
(自己評価編)



令和8年5月



独立行政法人国立高等専門学校機構

福井工業高等専門学校

福井高専

自己点検・評価報告書（自己評価編）

令和8年4月 日
自己点検・評価委員会

観点	点検項目	所掌委員会、部署	・補遺資料 （★は各年度での議事要旨が必要なもの）	現状確認	次年度以降の改善・見直し予定事項
領域1 基準 1-1-1	教育の内部質保証システム				
1-1-1	内部質保証に係る体制が明確に規定されていること				
1-1-1	教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備されていること				
(1)	学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていること。	自己点検・評価委員会	<p>【第1条(3)】本校は、前条で定めた目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。」としている。</p> <p>自己点検・評価の基本方針：学校教育法第109条第1項に規定される、教育水準の向上に資するため教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（教育研究等という）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することが義務付けられていることに対応する方針を学校運営会議で定めている。</p> <p>学校教育法第109条第1項の規定に沿った、自己点検・評価をすることを明確にするため、R7年度から自己点検・評価報告書を「実績報告編」と「自己評価編」に分離し、公表することにした。</p> <p>教育の内部質保証のために、自己点検・評価を行うこととしている。</p> <p>教育の質保証に関する点検・評価体制について、自己点検・評価委員会が統括し、各学科・教養・各センター・各委員会を実施対象としている。その結果を校長及び学校運営会議に報告するとともに、報告書の作成および公表することとしている。</p> <p>【第4条】運営に必要な事項を審議するため、委員会を置く。</p> <p>自己点検・評価委員会、委員会は「第2条本校が自ら行う自己点検・評価及びその結果の公表に関し審議する。」【第5条(1)】自己点検・評価の基本方針に関すること(2)自己点検・評価の項目に関すること(3)自己点検・評価の実施に関すること(4)自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること(5)その他自己点検・評価に関すること」について企画、検討及び実施をしている。</p> <p>【第3条(3)～(5)】自己点検・評価の基本方針を定め、教育研究等の継続的改善を推進する体制を整えている。実施体制として自己点検・評価委員会が統括し、各学科・教養・各センター・各委員会を実施対象としている。その結果を校長及び学校運営会議に報告するとともに、報告書の作成および公表することとしている。</p> <p>学校教育法第109条第1項の規定に沿った、自己点検・評価をすることを明確にするため、R7年度から自己点検・評価報告書を「実績報告編」と「自己評価編」に分離し、公表することにした。</p>	<p>自己点検・評価の方針に変更なし。公表関係については、業務軽減を考慮すべく検討していく。</p> <p>自己点検・評価報告書（自己評価編）について、公表関係については、業務軽減を考慮すべく検討していく。</p> <p>自己点検・評価報告書（自己評価編）について、公表関係については、業務軽減を考慮すべく検討していく。</p>	
(2)	(1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）が整備されていること。	自己点検・評価委員会	<p>自己点検・評価委員会、委員会は「第2条本校が自ら行う自己点検・評価及びその結果の公表に関し審議する。」【第5条(1)】自己点検・評価の基本方針に関すること(2)自己点検・評価の項目に関すること(3)自己点検・評価の実施に関すること(4)自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること(5)その他自己点検・評価に関すること」について企画、検討及び実施をしている。</p> <p>【第3条(3)～(5)】自己点検・評価の基本方針を定め、教育研究等の継続的改善を推進する体制を整えている。実施体制として自己点検・評価委員会が統括し、各学科・教養・各センター・各委員会を実施対象としている。その結果を校長及び学校運営会議に報告するとともに、報告書の作成および公表することとしている。</p> <p>【第2条】外部有識者会議は、本校の教育研究目標・計画、自己評価、その他本校の運営に関する重要事項について、校長の諮問に応じて審議・評価し、及び校長に対して助言又は勧告を行う。と規定されている。</p> <p>【第2条(4)】委員会は、校長の命を受けて「第2条(4)その他教務及び教育の質保証に関する重要な事項」について審議する。と規定されている。</p> <p>【第5条】委員会は、必要に応じてアドミッション・ポリシー及び入学試験に関し自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員長に報告する。と規定されている。</p> <p>【第2条(5)】委員会は、校長の命を受けて「第2条(5)その他教務及び教育の質保証に関する重要な事項」について審議する。と規定されている。</p> <p>【第2条(4)】委員会は、校長の命を受けて「第2条(4)その他教務及び教育の質保証に関する重要な事項」について審議する。と規定されている。</p> <p>【第1条】創造教育開発センターは、福井工業高等専門学校における教育の発展及び教育の質保証のために、教育方法、教育評価、教育課程等の教育体制向上に関する諸活動を行い、教育改善、FD及び学習支援に貢献し、学際的な教育研究を推進する。と規定されている。</p> <p>【第5条】委員会は、必要に応じて施設整備に関する自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員長に報告する。と規定されている。</p>	<p>変更なし。今後も、自己点検・評価を厳正に実施していく。</p>	
(3)	施設・設備、学習支援に関し、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていること。	自己点検・評価委員会	<p>自己点検・評価の基本方針を定めている</p> <p>自己点検・評価の基本方針として自己点検・評価の方針を定めている</p> <p>【第2条、5条(1)～(5)】委員会は「第2条本校が自ら行う自己点検・評価及びその結果の公表に関し審議する。」【第5条(1)】自己点検・評価の基本方針に関すること(2)自己点検・評価の項目に関すること(3)自己点検・評価の実施に関すること(4)自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること(5)その他自己点検・評価に関すること」について企画、検討及び実施をしている。</p>		
(4)	(3)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）が整備されていること。	自己点検・評価委員会	<p>【第2条、5条(1)～(5)】委員会は「第2条本校が自ら行う自己点検・評価及びその結果の公表に関し審議する。」【第5条(1)】自己点検・評価の基本方針に関すること(2)自己点検・評価の項目に関すること(3)自己点検・評価の実施に関すること(4)自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること(5)その他自己点検・評価に関すること」について企画、検討及び実施をしている。</p> <p>【第2条(4)】委員会は、校長の命を受けて「第2条(4)その他教務及び教育の質保証に関する重要な事項」について審議する。と規定されている。</p> <p>【第2条】学生相談室は、学生の精神的、身体的及び個人的諸問題について相談に応じ助言を行う。</p> <p>【第2条】支援室は、心身に障害がある学生（その疑いがあると認められる者を含む。）に対する教育上の合理的配慮並びに学生生活及び学習に係る支援（以下「支援」という。）について審議し、当該学生（以下「障害学生」という。）の修学環境の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【第2条】学習支援室は、学習支援を必要とする学生への支援の実施、提出物を寄与とする学生に対する助言及び指導、学習支援に関する情報の蓄積、その他学習支援に関する必要業務を行う。</p> <p>【第2条】キャリア支援室は、本校学生のキャリア形成、就職及び進学に関する支援を目的とする。と規定されている。</p> <p>【第2条(1)～(3)】外国人留学生委員会は、(1)外国人留学生の学習指導(2)留学生の生活指導(3)その他留学生に関することについて審議する。と規定されている。</p> <p>【第2条(1)～(4)】交流室は、(1)外国の大学等との交流協定(2)外国の大学・企業等への学生の派遣(3)外国の大学・企業等からの短期留学の受け入れ(4)その他、校長が必要と認められた国際交流に関することについての業務を行う。と規定されている。</p> <p>【第2条(4)】委員会は、校長の命を受けて「その他教務及び教育の質保証に関する重要な事項」について審議する。</p> <p>【第1条】福井工業高等専門学校教育講演会からの寄付金及びそのほかの学生支援のための寄付金等を原資として、本校学生の研究及び学業を支援するための奨励金を設ける。と規定されている。</p>		

			施設整備委員会規則	〔第5条〕 委員会は、必要に応じて施設整備に関する自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会に報告する。と規定されている。	
			キャンパスマスタープラン専門部会設置事項	〔第1〕 施設整備委員会の下にキャンパスマスタープラン専門部会を置く。と規定されている。	
			専攻科委員会規則	〔第2条(5)〕 委員会は、校長の命を受けて「その他教務及び教育の質保証に関する重要な事項」について審議する。	
			教育研究支援センター規則	〔第2条〕 センターは、福井工業高等専門学校（以下「本校」という。）において教育研究支援に携わる職員の専任業務を組織的かつ効果的に実行するとともに、その専門性を担保し、その職務の遂行に必要な能力及び資質の向上を図り、もって本校における教育研究の支援業務を円滑に実施することを目的とする。	
			地域連携テクノセンター規則	〔第2条〕 センターは、校内共同研究及び地域産業界等との共同研究の推進を図り、もって幅広い視野と独創性の高い自主民間開発力を持つ技術者の養成及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。	
			総合情報処理センター規則	〔第2条〕 センターに、電子計算機システムの利用を円滑にすることをもち、本校における教育、研究及び事務に関する情報処理の高度化を図るとともに、教育及び研究を支援し、情報ネットワークの整備、学術情報サービス、その他の業務の情報処理を効率的に行うことにより、本校の発展に寄与することを目的とする。	
(5)	第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための方針が定められていること。	自己点検・評価委員会	学則	〔第1条(3)〕 「文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする」としている。	
			福井工業高等専門学校における自己点検・評価の基本方針	福井工業高等専門学校の自己点検・評価の基本方針を定めており、教育研究等の継続的改善を推進する体制を整えている。実施体制として自己点検・評価委員会が統括し、各学科・教壇・各センター・各委員会を実施対象としている。その結果を校長及び学校運営会議に報告するとともに、報告書の作成および公表することとしている。	
			福井工業高等専門学校における内部質保証の基本方針	教育の内部質保証のために第三者評価を受審することとしている。	
(6)	(5) の方針において、第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための体制が整備されていること。	自己点検・評価委員会	学則	〔第1条(3)〕 本校は、前条で定めた目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。と規定されている。	
			教育マネジメント室規則	〔第3条(3)～(5)〕 マネジメント室は教育課程・制度等の改善に係る意思決定、教育の質保証、教育システムのPOAサイクルに関する調整及びフォローアップに関して支援を行う。と規定されている。	
			外部関係者会議規則	〔第2条〕 会議は、本校の教育研究目標及び計画、自己点検・評価、その他本校の運営に関する重要事項について、校長の指図に応じて審議、評議し、及び校長に対して助言又は勧告を行う。と規定されている。	
			総務・企画委員会規則	〔第2条(5)〕 総務・企画委員会が外部評価に関する事項を審議することとしている。	
基準 1-2	内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること				
観点 1-2-①	以下の事項を内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) DPが学校の目的に基づき定められていること				
(1)	学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、学校自らが点検する体制が整備されていること。	自己点検・評価委員会	教育マネジメント室規則	〔第3条(3)～(5)〕 教育マネジメント室：教育課程・制度等の改善に係る意思決定、教育の質保証、教育システムのPOAサイクルに関する調整及びフォローアップに関して支援を行う。と規定されている。	
			教育IR推進室規則	〔第2条〕 教育IR推進室は、本校の教育の質保証のための継続的なマネジメントに係る意思決定を支援するために必要な情報収集及び分析し、その結果を教育マネジメント室に提供する。と規定されている。	
			教育アセスメント・ポリシー	学修成果を可視化することで教育改善を継続的に実施することを目的に、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、学位・ポリシーに即した独自の評価指標に基づき、学生の学修成果を測定・評価する教育アセスメントを行う。と記載されている。	
			教育アセスメントプラン2024	福井工業高等専門学校アセスメントポリシーに沿って、教育アセスメントプランを策定している。本学アセスメントプランや教育アセスメントポリシーおよび3つのポリシーについても社会の状況に臨み見直しを行う。本学アセスメントプランを公表することにより、学生・保護者、入学希望者、社会に対して教育の可視化を行うことで本校の教育の質の保証に努める。と記載されている。	
			自己点検・評価委員会規則	〔第2条〕 教育の基本方針及び教育の質保証、教育研究目標及び計画について、本校が行う自己点検・評価を統括するものとする。と規定されている。	
			学校運営会議規則	〔第2条(1)〕 教育の基本方針及び教育の質保証に関する事項を審議することとしている。	
			教務委員会規則	〔第2条(4)〕 「その他教務及び教育の質保証に関する重要な事項」を審議することとしている。	
			専攻科委員会規則	〔第2条(5)〕 「専攻科の運営及び教育の質保証に関する重要な事項」を審議することとしている。	
			専攻科委員会規則	〔第2条(4)〕 「その他教務及び教育の質保証に関する重要な事項」を審議することとしている。	
			専攻科委員会規則	〔第2条(5)〕 「専攻科の運営及び教育の質保証に関する重要な事項」を審議することとしている。	
			専攻科委員会規則	〔第2条(4)〕 「その他教務及び教育の質保証に関する重要な事項」を審議することとしている。	
			専攻科委員会規則	〔第2条(5)〕 「専攻科の運営及び教育の質保証に関する重要な事項」を審議することとしている。	
			専攻科委員会規則	〔第2条(4)〕 「その他教務及び教育の質保証に関する重要な事項」を審議することとしている。	
			専攻科委員会規則	〔第2条(5)〕 「専攻科の運営及び教育の質保証に関する重要な事項」を審議することとしている。	
			入学試験委員会規則	〔第2条(1)〕 「アドミッションポリシーに関する事項」を審議することとしている。	
			入学試験委員会規則	〔第2条(3)〕 「入学試験の実施に関する事項」を審議することとしている。	
			入学試験委員会規則	〔第4条〕 「アドミッションポリシー及び入学希望者に関する自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会に報告する。」と規定されている。	
観点 1-2-②	教育課程ごとの点検・評価において、領域5の各基準に基づく判断を行うことが定められていること				
(1)	教育課程ごとの点検・評価において、以下の内容の点検・評価を行うことが規程等で定められていること。(すべての項目にチェック必須)	自己点検・評価委員会	学校運営会議規則	〔第2条(1)〕 「教育の基本方針及び教育の質保証に関する事項」を審議することとしている。	
	●DPが具体的かつ明確であること		学校運営会議規則	〔第2条(1)〕 「教育の基本方針及び教育の質保証に関する事項」を審議することとしている。	
	●DPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること		教務委員会規則	〔第2条(4)〕 「その他教務及び教育の質保証に関する重要な事項」を審議することとしている。	
	●教育課程がDPに基づき体系的に構成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること		専攻科委員会規則	〔第2条(5)〕 「専攻科の運営及び教育の質保証に関する重要な事項」を審議することとしている。	
	●DP及びDPに基づき、適切な授業形態、学習指導方法が採用されていること		専攻科委員会規則	〔第2条(4)〕 「その他教務及び教育の質保証に関する重要な事項」を審議することとしている。	
	●適切な履修指導、支援が行われていること		専攻科委員会規則	〔第2条(5)〕 「専攻科の運営及び教育の質保証に関する重要な事項」を審議することとしている。	
	●DPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること		専攻科委員会規則	〔第2条(4)〕 「その他教務及び教育の質保証に関する重要な事項」を審議することとしている。	
	●学校の目的及びDPに基づき、公正な卒業判定が実施されていること		専攻科委員会規則	〔第2条(5)〕 「専攻科の運営及び教育の質保証に関する重要な事項」を審議することとしている。	
	●学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること		専攻科委員会規則	〔第2条(3)〕 「進学、休学、退学及び卒業の認定等に関する事項」を審議することとしている。	
	●APが具体的かつ明確であること		入学試験委員会規則	〔第2条(1)〕 「アドミッションポリシーに関する事項」を審議することとしている。	
	●学生の受入が適切に実施されていること		入学試験委員会規則	〔第2条(3)〕 「入学試験の実施に関する事項」を審議することとしている。	
	●実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること		入学試験委員会規則	〔第4条〕 「アドミッションポリシー及び入学希望者に関する自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会に報告する。」と規定されている。	
観点 1-2-③	施設・設備、学生支援に関して行う自己点検・評価の方法が定められていること				
(1)	基準1-1の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等が設定されていること。	自己点検・評価委員会	福井工業高等専門学校における自己点検・評価の基本方針	「3. 基本項目」において、自己点検・評価の項目は、各組織が主体的に定めるものとしている。	
			福井工業高等専門学校における内部質保証の基本方針	別表にて、自己点検・評価の基準・項目などを定めている。	

			福井高専における教育の内部質保証の基本方針	R7年3月学芸運営会議にて、福井工業高等専門学校での教育活動について、自己点検・評価を行って、その結果を改善に繋げるPDCAサイクル（単年度で1サイクル）を恒常的に実施することにより、学内のみならず外部関係者会議、KISなどの第三者による客観的評価でも教育の質保証及び質の改善・向上を図っている。
観点 1-2-⑧	自己点検・評価の結果が公表されていること			
(1)	自己点検・評価を実施し、その結果が公表されていること。	自己点検・評価委員会	福井工業高等専門学校における自己点検・評価の基本方針 【自己点検・評価報告書のURL】 https://www.fukui-nct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/06/R6houkokusyo-4.pdf	基本方針の中で、結果を毎年公表することとしている。 HPで公開している。自己点検・評価報告書（自己点検編）が教育の質保証に関する部分である。
基準 1-3	自己点検・評価や第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けていること			
観点 1-3-①	内部質保証体制において、機関別認証評価や第三者評価の結果を踏まえた改善がなされていること			
(1)	前回の機関別認証評価における評価結果において、「改善を要する点」として指摘された事項に対応していること。	自己点検・評価委員会	指摘された事項に対応していることが分かる資料 【R1年度機関別認証評価対応について】 ①卒業時、修了時アンケートが実施されていないという指摘に対して R6創造教育開発センター年次報告書_卒業時アンケート結果 R6創造教育開発センター年次報告書_修了時アンケート結果 【R6年度外部有識者会議対応について】 ①地元就職増に向けた取り組みについて R6年度第7回キャリア支援委員会議事要旨 専攻科課程の手引き R7年度第21回専攻科委員会議事要旨 【R6年度KIS受審結果対応について】 ①卒研の評価方法に関する検討 R6.12月第2回教務委員会議事要旨 ②プロジェクト演習の評価方法に関する検討 資料1-3-1-(2)-03_プロジェクト演習点数化に関する議事要旨 ③卒研で評価することになっているMCCの項目の到達度が確認できない R7.1月第1回教務委員会議事要旨 ④プロジェクト演習で確認することになっているMCCの達成度が確認できない プロジェクト演習シラバス プロジェクト演習授業点検シート 令和6年度第17回教務委員会議事要旨 ⑤授業点検シートを使った相互点検が機能していないのではないか プロジェクト演習授業点検シート	R6年度までの卒業時アンケート結果について、創造教育開発センター年次報告書で報告している。 R6年度までの修了時アンケート結果について、創造教育開発センター年次報告書で報告している。 【Ⅲ（その他）地域連携アカデミア会員企業へのインターシップについて検討している。 p.7でR7年度入学生から、ふくい地域創生士の認定ができるようになったことを示している。 【報告事項3】専攻科生4名が「ふくい地域創生士」に認定されたことを確認している。 【Ⅲ（その他）卒業研究の成績を学生に通知することとした。 【第1案】議事要旨の通り、点数化について検討した。 プロジェクト演習で達成するMCCの項目をシラバスに明記している。 プロジェクト演習のシラバスに沿って成績評価ができていることを、授業点検シートによってアペリアレビューしていることを確認している。これによりMCCの到達度が確認できている。 【報告事項3】KISでの指摘事項に対応するためのFD研修会を実施することを議論している。 相互点検が機能していないことが指摘されたプロジェクト演習の授業点検シートについて、成績よりまとめ教員が記入し、その教員とペアになっている教員がチェックする体制を整備した。
(2)	(1)以外で、自己点検・評価や第三者評価の結果を踏まえた課題等を確認し、実際に改善していること。 ◇評価結果を受けた改善の取組が確認できる資料（改善例等）	自己点検・評価委員会		

領域2	教育組織及び教員・教育支援者等			
基準 2-1	学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切であること			
観点 2-1-①	学科の構成が、学校の目的に照らして、適切となっていること			
(1)	学科の構成が学校の目的及びDPと整合性がとれていること。	教務委員会	福井工業高等専門学校の基本理念等に関する規則 学則 DP-CF対応表 設置の趣旨等を記載した書類	第6条に本校の各系・科の教育上の目的を定めている。 第1条に本校の目的を定め、教育上の目的を別に定めるとしている。 整合性がとれている。 本校が位置する福井県には、中小の製造業が多く、人口減少による労働力不足に起因する経済規模縮小は深刻である。地域企業へのアンケートから、これに対応するための高度情報教育へのニーズが大きいことが明らかになった。 また、2024年度の外部有識者会議では、学科や文理の別に依らない学際的な捉え方が大切であるとの指摘があった。さらに、複雑化する現代社会の中で生じる課題は、対象そのものだけでなく、周りの環境を含むエコシステムとして捉える必要があり、既存の専門分野単体では問題解決が難しくなっている。 このような背景のもと、それまでの5学科を融合した「未来教育デザイン工学科」の1学科体制とし、その中に専門分野を深く学ぶ「専門探究コース」と、情報科学・情報技術を活用した各専門分野における問題の発見と解決策を学ぶ「情報融合コース」を設置することで、本校の目的である「職業に必要な能力の育成」を推進する取組を、令和8年度に行った。
観点 2-1-②	専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっていること			
(1)	専攻の構成が学校の目的及びDPと整合していること。	専攻科委員会	福井工業高等専門学校の基本理念等に関する規則 学則 DP-CF対応表	第7条に本校専攻科の各専攻の目的を定めている。 第30条に本校専攻科の目的を定めている。 整合性がとれている。
基準 2-2	教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備されていること			
観点 2-2-①	教員の組織的な役割分担の下で、教育に係る責任の所在が明確になっていること			
(1)	教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されていること。	教務委員会	福井高専学校要覧 内部組織規程 事務組織規程 委員会規程 教務委員会規程 入学試験委員会規程 学生委員会規程 学生相談室規程 キャンパス自立支援室規程	p.13に組織図を示す。 内部組織（事務部組織を除く。）を規定している。 事務組織を規定している。 第2条で規定している。 第2条で規定している。 第2条で規定している。 第2条で規定している。 第2条において、相談室は、学生の精神的、身体的及び個人的諸問題について相談に応じ助言を行うことを目的とすることが定められており、第4条にて組織体制が定められている。 第2条において、支援室は心身に障害がある学生（その疑いがあると認められる者を含む。）に対する教育上の合理的配慮並びに学生生活及び学習に係る支援（以下「支援」という。）について審議し、当該学生（以下「支援学生」という。）の修学環境の向上を図ることを目的とすることが定められており、第9条にて組織体制が定められている。
観点 2-2-②	全校の見地から、校長等の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が整備されていること			
(1)	教育研究活動を全校的に審議し又は実施する組織について、構成、責任体制	総務・企画委員会	学校運営会議規程 （学校運営会議）審議していることがわかる議事要旨 一R7年8月6日定例学校運営会議議事要旨	規定している。 具体的な審議を行っている。
(2)	(1)の組織において、具体的な審議等がなされているか。	総務・企画委員会		
基準 2-3	教育活動を展開する上で必要な教員が適切に整備されていること			
観点 2-3-①	設置基準に照らして、必要な人数の教員が配置されていること			
(1)	一般科目担当の専任教員が法令に従い、確保されていること。	人事委員会	【これに分かる資料（HPでも可）】 —https://www.fukui-mct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/06/2025kyouinsuu.pdf	確保されている。
(2)	専門科目担当の専任教員が法令に従い、確保されていること。	人事委員会	【これに分かる資料（HPでも可）】 —https://www.fukui-mct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/06/2025kyouinsuu.pdf	確保されている。
観点 2-3-②	専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されていること			
(1)	専攻科の授業科目担当教員が適切に確保されていること。	専攻科委員会 人事委員会	【特例認定専攻科申請時の資料】	確保されている。
観点 2-3-③	教員の年齢及び性別の構成が著しく偏ることがないよう適切な配慮がなされていること			
(1)	教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の年齢あるいは性別に著しく偏ることのないよう配慮されていること。	人事委員会	【これに分かる資料（HPでも可）】 —https://www.fukui-mct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/06/2025kyouinsuu.pdf	配慮されている。
基準 2-4	組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること			
観点 2-4-①	教員の採用及び昇任に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等が明確に定められていること			
(1)	教員（専任教員以外の教員を除く。）の採用・昇任に関する基準が法令に従い定められていること。	人事委員会	教員選考規則	定められている。
(2)	教員（専任教員以外の教員を除く。）の採用・昇任に関する基準が法令に従い定められていること。	人事委員会	教員選考規則 教員選考における基準について 教員公募案内例 ★（人事委員会）議論していることがわかる議事要旨 一R7年1月5日一般科目教員採用選考委員会報告書（非公開） 一R7年12月4日電子情報工学科昇任選考委員会報告書（非公開）	業績の評価において同等と認められる際に、女性を優先的に採用または承認を認める場合があることとしている。 教員選考規則第2条の「校長が別に定めるところ」の資料 助教を優先的に採用または昇任を認めることとしている。また、職務経歴がある場合には、公募書類に記すものとしている。 (1)を踏まえた公募案内を出している。 適切採用選考を行っている。 適切に昇任選考を行っている
観点 2-4-②	全教員の教育研究活動に対して、規程等に基づき学校による定期的な評価の仕組みがあること			
(1)	全教員（専任教員以外の教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行う体制が整備されていること。 ○本年度に実施された評価実施組織における会議の審議事項、資料及び議事要旨等	総務・企画委員会	国立高等専門学校教員顕彰実施要項 校長表彰規程 教員業績評価規程 教員業績評価規程 教員業績評価規程 校長の専任事項であり、議事要旨はない	この実施要項に従って候補者を推薦している。 校長表彰制度を定めている。 教員への推薦事項が定まっている。 評価対象、実施期間、方法、分類、運用方法を規定している。 顕彰手当の評価の対象とする旨を告知している。
観点 2-4-③	教員評価で把握された事項に対して、評価の目的に即した取組を行う仕組みがあること			
(1)	把握した評価結果を基に行う取組が規定されているか。（複数チェック可） ●給与における措置 ●教育研究表彰分における措置 ●改善に向けた指導 ●表彰 ●その他 ○本年度に実施された評価実施組織における会議の審議事項、資料及び議事要旨等	人事労務係	教員業績評価規程 【該当なし】 【該当なし】 校長表彰規程 【該当なし】 ★（校長表彰選考委員会）議論していることが分かる議事要旨 一R7年度校長表彰選考委員会議事要旨	第7条で規定している。 規定している。 適切に審議している。
観点 2-4-④	授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ティップメント（FD）*が組織的に実施されていること			
(1)	学校として、授業の内容及び方法の改善のためにFDを実施する体制が整備されていること。	創造教育開発センター	創造教育開発センター規程 創造教育開発センター運営委員会規程 60年度創造教育開発センター年次報告書	第3条(1)で教育改善、FD及び学習支援に関する業務を行うことを規定している。 第2条で創造教育開発センターの管理運営方針に関する事項を審議することを規定している。 60年度の年次報告書を載せており、具体的な実施日・テーマ・参加人数などは、p.9から公開授業について、p.18から研修会についてまとめている。 毎年、前期後期それぞれ回す、公開授業週間は設けており、他の教員の授業を参観してFDに繋がっている。 FD実施案内を全教員に出している。 各行事に具体的な実施日・テーマ・参加人数などをまとめている。
(2)	定期的なFDが実施されていること。	創造教育開発センター	公開授業週間の案内 FD研修会（授業改善に向けた成績評価の取組み）の開催についての案内メール等 令和7年度創造教育開発センター一年の各行事の報告書	
基準 2-5	教育活動を支援又は補助する者が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること			
観点 2-5-①	教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者（指導補助者）が配置されていること			
(1)	教育支援者（事務職員、技術職員、助手等。）が法令に従い適切に配置されていること。	教育研究支援センター	福井高専学校要覧 事務組織規程 教育研究支援センター規程	p.13に組織図を示す。 事務組織を規定している。 第2条で技術職員の体制を整備している。
(2)	図書館に専門的職員、その他の専属の教員又は事務職員等が配置されていること。	図書館	事務組織規程	第22条で図書館に関する事務を情報サービス係がつかさどると規定している。
(3)	教育補助者（指導補助者）を配置する場合、その定義、業務内容、採用手続等が規定されていること。	教務委員会	（配置していない）	

観 点 2-5-2	教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者（指導補助者）が担当する業務に応じて、研修等、必要な資質の維持、向上を図る取組が組織的に実施されていること		
(1)	教育支援者（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修や技術教育研究発表会などで資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。	教育研究支援センター ★（教育研究支援センター運営委員会）取組みが分かる議事要旨や会議資料など 教育研究支援センター発表会案内メール 令和7年度技術職員研修実施状況 令和7年度技術職員出張・研修報告会プログラム 図書館 図書館職員研修参加状況 総合情報処理センター 総合情報処理センタースタッフミーティング議事要旨 人事労務係 【当年度該当なし】 （配置していない）	教育研究支援センター発表会を行っている。 技術職員が各種研修に参加している。 研修に参加した技術職員が内容を発表する報告会を実施している。 図書館職員が研修に参加している。 （報告事項2）技術職員が外部の研修に参加している。
(2)	教育補助者（指導補助者）を配置する場合、研修、オリエンテーション、指		

領域3 学習環境及び学生支援等					
基準 3-1	教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること				
観点 3-1-①	教育活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備されていること				
(1)	校地・校舎面積が法令に適切に確保されていること。	施設整備委員会	学校要覧(施設)	校地・建物面積等が、学校要覧p59, 60で明記されている	
(2)	法令に従い必要な施設が整備されていること。	施設整備委員会	学校要覧(施設)	本校の配置図が、学校要覧p60で明記されている	
(3)	学科の種類に応じ、附属施設が法令に適切に整備されているか。(複数チェック可)	施設整備委員会	学校要覧(施設)	実験室・実習工場の設置状況が、学校要覧p59, 60でわかる	
(4)	教育研究環境の充実を図るため、(1)～(3)以外の施設・設備が設けられているか。(複数チェック可)	●実験・実習工場	学生便覧(配置図)	本校の配置図が、学生便覧p73, 83で明記されている	
		●練習船	【該当なし】		
(4)		●厚生施設	学校要覧(施設)	福利施設等が設置されていることが、学校要覧p59, 60でわかる	
		●コミュニケーションスペース	学生便覧(配置図)	本校の配置図(保健室、合宿研修施設(心館)、ラーニングコモンズ)が、学生便覧p73, 87で明記されている	
		●自主的学習スペース	学生便覧(配置図)	本校の配置図(保健室、合宿研修施設(心館)、ラーニングコモンズ)が、学生便覧p73, 87で明記されている	
	●その他	【該当なし】			
観点 3-1-②	施設・設備における安全性について配慮する体制が整備されていること				
(1)	施設・設備の安全衛生管理体制が整備されていること。	施設整備委員会	安全衛生委員会規則 安全衛生管理規則 研究設備利用規則 実習工場利用手引き	第2条で規定している。 規則を定めている。 機械工作実習等の心構えを記載している。	
(2)	施設・設備のバリアフリー化の配慮が行われていること。	施設整備委員会	学校要覧(図書館) 学生便覧(配置図)	図書館のバリアフリーについてのコメントあり(p.39) 随所にEV(エレベーター)が設置されている	
観点 3-1-③	図書館において、教育研究に必要な資料を整備していること				
(1)	図書館を法令に適切に備えていること。	図書館	図書館規則 図書利用規則 学校要覧(施設)	第1条に規定している。 利用規則を規定している。 図書が設置されていることが、学校要覧p59, 60などでわかる	
(2)	図書、学術雑誌、電子ジャーナルその他の教育研究に必要な資料が系統的に収集、整理されていること。	図書館	これが分かる資料(図書館運営委員会資料など) 2025年度『日本の図書館』調査	図書館調査とは「日本の図書館調査」日本図書館協会が1952年7月以降毎年実施しており、公共図書館と大学図書館(短大・高専等含む)について延床面積、職員数、蔵書数、貸出数、予算額などのデータを調査している。 本校の回答部分(非公表)	
(3)	(2)の資料が、教職員や学生に有効に活用されていること。	図書館	R7福井高専回答・大学・短期大学・高等専門学校図書館調査表 令和6年度入京および除籍図書数内訳及び蔵書構成(非公表) これが分かる資料(図書館運営委員会資料など) 2025年度『日本の図書館』調査	系統的に収集、整理されている。 図書館調査とは「日本の図書館調査」日本図書館協会が1952年7月以降毎年実施しており、公共図書館と大学図書館(短大・高専等含む)について延床面積、職員数、蔵書数、貸出数、予算額などのデータを調査している。 本校の回答部分(非公表)	
			R7福井高専回答・大学・短期大学・高等専門学校図書館調査表 令和6年度図書館利用者統計(非公表)	教職員が活用している。	
基準 3-2	学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること				
観点 3-2-①	学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備されていること				
(1)	学生の生活面における総合的な指導・相談・助言等(メンタルヘルス・ハラスメントに関するものを含む。)の体制が整備されているか。(複数チェック可)	学生委員会	●学生相談室 ●保健室 ●相談員やカウンセラーの配置 ●ハラスメントなどの相談体制 ●学生に対する相談の案内 ●その他	学生相談室規則 事務組織規則 学生便覧(保健室・学生相談室) ハラスメント防止等に関する規則(※)学生相談室	整備している。 第20条(10)で保険管理、健康相談、災害共済、傷害保険は学生生活がつかさどると規定している。 保健室、学生相談室が整備されていることが、学生便覧p.34, 37で明記されている。 第6条で相談員を配置することを規定している。 卒業前に学生相談室について、教室掲示して、学生に案内している。
(2)	健康相談・保健指導が定期的に実施されていること。	学生委員会	R7年度学生定期健康診断日程表 R6年度学生定期健康診断日程表 R5年度学生定期健康診断日程表 学生便覧(保健室・学生相談室)	定期的に実施している。 定期的に実施している。 定期的に実施している。 学生便覧p.34に健康診断が実施されている旨が記載されている	
(3)	法令等(いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針)に	学生委員会	自己点検評価報告書(学生指導関係(一部抜粋))	学生指導関係「学生支援p.55'60」に救急教命や薬物依存セミナーの実施について記載。つまり保健指導は実施されている	
観点 3-2-②	特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行う体制が整備されていること				
(1)	留学生の学習及び生活に対する支援体制が整備されていること。	教務委員会	外国人留学生規則 専攻科外国人留学生規則 外国人留学生委員会規則 外国人留学生機関保証制度取扱要項	第6条で留学生生活費を賚ること規定している。 第10条で指導教員を、第11条でチューターを置くこととしている 第2条で規定している。 第2条で留学生の生活を支援することを目的とすると規定している。	
(2)	編入学生の学習及び生活に対する支援体制が整備されていること。	教務委員会	R7年度第20回教務委員会議事要旨	指導教員、チューターについても記載している。	
(3)	社会人学生の学習及び生活に対する支援体制が整備されていること。	専攻科委員会	(本科では社会人学生を受け入れていない)	「審議事項7」編入学生の入学前教育について審議しており、編入学生がいる場合は、適切に支援を行っている。	
(4)	障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制が整備されていること。	教務委員会	キャンパス自立支援室規則 キャンパス自立支援室規則	専攻科においては、社会人学生の受け入れ制度は受け入れられる場合には、専攻科委員会において検討する。 第2条で規定している。	
(5)	障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条(第9条、第10条、第11条の関係事項を含む。)に対応していること。	教務委員会	学生便覧p.225(教務・厚生補導の組織図) R6自己点検評価報告書(学生相談室)	第2条で規定している。 学生便覧p.67で支援体制を学生にも周知している。 p.181からの学生相談室・保健室の報告内で、対応状況を報告している。	
(6)	上記以外の特別な支援を行っているか。	教務委員会			
観点 3-2-③	就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能していること				
(1)	就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備されていること。	キャリア支援委員会	キャリア支援室規則 キャリア支援委員会規則 就職あっせん業務取扱要項 R7年度1年生対象キャリアガイダンスアンケート結果	第2条で規定している。 第2条で規定している。 取り扱いを規定している。 1年生対象のガイダンスを実施している。これに対するアンケートもっており、満足度は高い。	
(2)	(1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。(複数チェック可)	●キャリア教育に関する研修会・講演会の実施	キャリア支援委員会	R7年度2年生対象先輩講座アンケート報告 R7年度3年生対象しごとくアンケート報告 R7年度3年生対象しごとくアンケート報告	2年生対象の先輩講座を実施している。これに対するアンケートもっており、満足度は高い。 3年生対象のキャリア講演会を実施している。これに対するアンケートもっており、満足度は高い。 作成して、配布(データでの配布含む)している。
		●進路指導用マニュアルの作成	キャリア支援委員会	4年生対象インターンシップ事前ガイダンスアンケート結果(R7)	4年生対象インターンシップ事前ガイダンスを実施している。これに対するアンケートもっており、満足度は高い。
(2)		●進路指導ガイダンスの実施	キャリア支援委員会	進学希望者向けガイダンス実施要項 キャリア支援室規則	進学希望者向けガイダンスを実施している。 第2条で規定している。
		●進路先(企業)訪問	キャリア支援委員会	企業訪問報告書	企業訪問を行っている。
		●進学・就職に関する説明会	キャリア支援委員会	キャリア教育セミナー実施要項	審議事項1にあるように、学内でキャリア教育セミナー(企業説明会)を実施している。
(2)		●資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談	教務委員会	【該当なし】	
		●資格取得による単位取得の認定	教務委員会	福井高専以外の教育機関等における学修等に関する規則 当該科目のシラバス	第2条(5)で技能審査の成果にかかる学修を認めている。
(2)	●外国留学に関する手続きの支援、単位認定・交換協定の締結等	国際交流委員会	PSUとの学術交流協定	海外の大学との協定を結んでいる。	
	●その他	キャリア支援委員会			
観点 3-2-④	学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行う体制が整備されていること				
(1)	学生の課外活動に対する支援体制が整備されていること。	学生委員会	学生準則	第19条～21条に規定している。	
(2)	(1)の体制に於いて、責任の所在が明確になっていること。	学生委員会	学生準則	第27条で学生主事が専任すると規定している。	
(3)	(1)の体制は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月、スポーツ庁)に基づいたものになっているか。【より詳しい取組として分析】	学生委員会	部・同好会コーナ実施要項	適切なものとなっている。	
観点 3-2-⑤	学生寮を学生の生活及び勉学の場として整備していること				
(1)	学生寮が整備されているか。	学寮運営委員会	学則 学寮規則 学校要覧(施設)	第56条で、学寮を設けることを規定している。 第1条で規定している。 学生寮が、学校要覧p59, 60で明記されている	

(2)	生活の場として整備されていること。	学寮運営委員会	寮生手帳 学寮規則 学寮中央棟説明会配布資料（非公開）	食堂、洗濯乾燥室が令和7年度寮生手帳p20.21に明記されている 第1条で規定している。 p.4の配置図から、生活に必要な施設があることが分かる。
(3)	勉学の場として整備されていること。	学寮運営委員会	寮生手帳 学寮中央棟説明会配布資料（非公開）	ラーニングスペースが令和7年度寮生手帳p20.21に明記されている Garoon、ゆなどに公開されていない。寮生手帳の電子データがない p.4の配置図から、学習に必要な施設があることが分かる。
(4)	管理・運営体制が整備されていること。	学寮運営委員会	学寮規則 学寮運営委員会規則 寮生生活アンケート実施要領	第3条、第4条で規定している。 第2条で規定している。
(5)	学生の意見等を把握し、改善する体制が整備されていること。	学寮運営委員会	学寮運営委員会規則 07年寮生生活アンケート結果 06年寮生生活アンケート結果 05年寮生生活アンケート結果 令和6年6月13日開催寮務本委員会議事録要旨（自主施設設置を決めた後事録） ★アンケート結果を確認し、改善について検討していることがわかる学寮運営委員会議事録要旨 ー【当年度該当なし】	第2条（6）で「その他学寮の運営上重要な事項」を調査審議することを規定している。 アンケート結果を集計している アンケート結果を集計している アンケート結果を集計している 「審議事項の6件目」目安箱の内容を確認していることが分かる。
観点 3-2-⑥	学生に対する経済面での援助が行われていること			
(1)	経済面での相談・助言・支援が行われているか。（複数チェック可）	学生委員会	【該当なし】 学生奨励（奨学支援） 奨学金規則 福井工業高等専門学校における日本学生支援機構奨学生に係る選考認定基準 独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料、入学金及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則 独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料、入学金及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則 独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料、入学金及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則	奨学支援体制が、学生奨励p37.40で明記されている 第7条以降で奨学奨励金について規定している。 認定基準を定めている。 高専機構規則で明記されている 第5条で卓越学生に対する授業料等の免除及び徴収猶予に関して明記されている 第4条、第13条、第18条で緊急時（災害時）の授業料等の免除及び徴収猶予に関して明記されている
	●相談・助言			
	●奨学金			
	●入学金・授業料減免等			
	●特待生			
	●緊急時の貸与等の制度			
	●その他			

領域4 財務基盤及び管理運営			
基準 4-1	財務運営が学校の目的に照らして適切であること		
観点 4-1-①	学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表され、また、財務に係る監査等が適正に行われていること		
(1)	法令等に基づき、財務諸表等が作成・公表されていること。	総務・企画委員会	【HPのURL】 https://www.kosen-k.go.jp/wp/wp-content/uploads/2025/06/zaimuzyohyoR6.pdf 会計内部監査要項 独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則 独立行政法人国立高等専門学校機構内部監査規則 監査報告書
(2)	財務に係る監査等が実施されていること。	総務課	要項に従って実施している。 第45条で内部監査を規定している。 内部監査を規定している。
	○監査報告書等（外部監査、学内監査の監査報告書）		
観点 4-1-②	教育研究活動に必要な予算が配分され、経費が執行されていること		
(1)	過去6年間の財務状況が適切な状況となっていること。	総務課	【その他資料】 高専機構財務諸表(高専機構HP) R7年度財務諸表 R6年度財務諸表 R5年度財務諸表 R4年度財務諸表 R3年度財務諸表
(2)	過去5年間の収支状況が適切となっていること。	総務課	【その他資料】 高専機構財務諸表(高専機構HP) R7年度決算報告書 R6年度決算報告書 R5年度決算報告書 R4年度決算報告書 R3年度決算報告書
基準 4-2	管理運営体制が整備され、機能していること		
観点 4-2-①	学校の管理運営体制が、適切な規模と機能を有していること		
(1)	管理運営体制に関する規程等が整備されていること。	総務・企画委員会	学校運営会議規則 (第2条) 管理運営に関する重要事項を審議することとしている。 内部組織規則 (第2条) 管理運営及び教育研究等の重要事項について審議する学校運営会議を置くことと規定している。
(2)	委員会等の体制が整備されていること。	総務・企画委員会	内部組織規則 (第4条) 運営に必要な事項を審議するための、委員会を置くことと規定している。 総務・企画委員会規則 (第3条) 組織を規定している。 教務委員会規則 (第3条) 組織を規定している。 入学試験委員会規則 (第3条) 組織を規定している。 学生委員会規則 (第3条) 組織を規定している。 学寮運営委員会規則 (第3条) 組織を規定している。 研究推進委員会規則 (第2条) 組織を規定している。 専攻科委員会規則 (第3条) 組織を規定している。
(3)	校長、副校長、主事等の役割分担が明確になっていること。	総務・企画委員会	学則 (第8条) 校長の役割は学校教育法その他法令に定めるところによることとしている。 内部組織規則 (第6～8条) 分掌すべき業務が規定されている。
観点 4-2-②	法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること		
(1)	学校として、責任の所在を明確にした危機管理を念慮安全管理体制が整備されていること。	総務・企画委員会	危機管理規則 整備されている。 防災規則 防災管理体制が整備されている。 防災対策委員会規則 整備されている。 安全衛生管理規則 整備されている。 防災規則 (第9条、別表第3) 規定している。 放射線管理規則 整備されている。 遠隔子線検査実験安全管理規則 整備されている。 動物実験などに関する規則 整備されている。 サイバーセキュリティ管理規則 (第26条) インシデント対応について記載している。 安全衛生委員会規則 整備されている。
(2)	危機管理マニュアル、学校防災マニュアル等が整備されていること。	総務・企画委員会	危機管理マニュアル 整備されている。
(3)	(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動が行われていること。	総務・企画委員会	令和度防災訓練実施要項 定期的な防災訓練を実施している。 令和度防災訓練実施要項 定期的な防災訓練を実施している。 令和度防災訓練実施要項 定期的な防災訓練を実施している。
観点 4-2-③	学校として持続的な研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実に向けた体制の整備や推進が組織的に図られているか【より望ましい取組として分析】		
(1)	教員に対して研究の水準の維持向上及び活性化を図るために行っている措置や制度があるか。【より望ましい取組として分析】	総務・企画委員会 研究推進委員会	●学位取得に関する支援 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則 (第34条の4) 規定している。 ●教員表彰制度の導入 教員業績評価規則 (第7条第2項) 業績に応じて教員表彰に推薦することとしている。 教員顕彰に伴う自己評価、相互評価実施についての依頼文 国立高等専門学校教員顕彰実施要項に基づき顕彰を実施している。 【該当なし】 【該当なし】 【該当なし】 【該当なし】 ●他の高等教育機関・研究機関との人事交流 令和7年6月25日教員会議資料No. 3 資料の予算配分書にあるように、校長裁量経費が研究支援にも重点的に配分されている。 ●校長裁量経費等の予算配分 校長裁量経費の配分一覧表 【該当なし】 【該当なし】 若手教員の研究成果発表、論文投稿に対する予算的補助 研究活動推進のための予算的支援要項 要項を定めている。 令和7年6月25日、合格者判定定例教員会議議事要旨 支援の申請を教員会議で促している。
(2)	研究を促進するため、研究施設、設備を有効に活用する工夫に努めているか。【より望ましい取組として分析】	研究推進委員会	令和8年度科学研究費助成事業（科研費）の申請者ならびに校内連携申請希望の事前調査について（依頼） 教員間で連携した装置利用のマッチングを研究推進委員会で行っている。
(3)	外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、委託試験、奨学費等）を積極的に活用する取組が行われているか。【より望ましい取組として分析】	研究推進委員会	「科研費講演会」の開催について（御案内） 科研費取得に向けた講演会やワークショップを実施している。また、本校のリサーチアドバンスとシスターによる科研費申請書類の査読や面談によるアドバイスを希望者に実施して来ている。
(4)	過去5年間の外部の財務資源の受入れの取組及び受入実績に関する資料	研究推進委員会	令和7年度科学研究費助成事業—科研費—採択一覧 研究推進委員会規則 (第5条) 研究推進委員会の任務として、「研究の推進に関すること」がある。 研究推進委員会が主導し、研究倫理教育を実施している。 研究倫理に関する教員研修の案内メール 研究倫理研修は3年に1回は必ず受償することとしている。 工学倫理のシラバス 学生に対する研究倫理教育を行っている。
(5)	教員・学生・研究に携わる職員に対して研究倫理に関する必要な研修等を実施する体制があるか。【より望ましい取組として分析】	研究推進委員会	令和6年7月24日、定例教員会議議事要旨 研究推進委員会が主導し、研究倫理教育を実施している。 研究倫理に関する教員研修の案内メール 研究倫理研修は3年に1回は必ず受償することとしている。 工学倫理のシラバス 学生に対する研究倫理教育を行っている。
(6)	(1)～(4)の学校としての取組により、持続的に研究成果が創出されていることを確認する。【より望ましい取組として分析】	研究推進委員会	令和7年度科学研究費助成事業—科研費—採択一覧 資料のグラフにあるように、科研費の採択件数、金額とも近年増加している。これは教員の研究が活性化していることの証であると考え、自己点検・評価報告書p.99「研究活動関係」の「3.点検・評価」でも評価している。
観点 4-2-④	学校の組織的な取組として行う地域における連携による活動について、その推進に向けた体制の整備や推進が措置が図られているか【より望ましい取組として分析】		
(1)	地域貢献活動・地域との連携による活動に係る計画が策定されたとともに、改善を図るための体制が整備されているか。【より望ましい取組として分析】	地域連携テクノセンター	地域連携テクノセンター規則 (第3条) 地域連携テクノセンターが地域産業界との連携に関する業務を行うこととなっている。 地域連携テクノセンター運営委員会規則 (第2条) 地域連携テクノセンター運営委員会が、テクノセンターの業務計画を審議することとなっている。 本事業計画が分かる地域連携テクノセンター運営委員会会議要旨、または会議資料 資料にあるように、実際に事業計画を委員会が審議している。 令和6年度第2回地域連携テクノセンター運営委員会会議要旨 資料にあるように、実際に事業計画を委員会が審議している。 公開講座規則 (第2条) 公開講座及び出前授業が地域貢献に資することを目的として行うこととしている。また、第6条にてこれらの活動の企画立案などを行う公開講座委員会を置くこととしている。 第2回公開講座委員会会議要旨 公開講座委員会、公開講座開設や出前授業の受講者アンケート等について審議している。
(2)	外部の教育・研究資源が活用されているか。【より望ましい取組として分析】	総務・企画委員会	福井高専HPお知らせ（教育・人材育成でKDDI、JFE、JP、エル・コミュニティと包括的連携協定を締結しました） 福井高専HP ビジネスアイデアコンテスト 全国高専起業家サミットHP 資料で示した4者協定に基づき、令和3年度から本校で開催しているビジネスアイデアコンテストに各企業・組織から審査員を派遣いただいている。審査員からいただいたコメントをもとにアイデアをブラッシュアップすることができ、その成果は全国高専起業家サミット出場という結果につながっている。
(3)	(1)～(2)の学校としての取組により、優れた成果が上げられているか。【より望ましい取組として分析】	地域連携テクノセンター	自己点検・評価報告書p.204 自己点検・評価報告書p.101 自己点検・評価報告書p.204「地域連携テクノセンター」の「3.点検・評価」において、アカデミア委員が増加したことを評価している。 自己点検・評価報告書p.101「地域・社会貢献活動関係」の「3.点検・評価」において、公開講座や出前授業の受講者の評価が高いことを評価している。
基準 4-3	管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること		

観点 4-3-①	適切な規模と機能を有する管理運営を円滑に行うための事務組織が整備されていること			
(1)	管理運営を行う事務組織の体制が規程等に基づき整備されていること。	総務課	学則 事務組織規則	(第10条)事務制度置くことを規定している。 事務組織を規定している。
観点 4-3-②	管理運営体制及び管理運営を円滑に行うための事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われていること			
(1)	SDが組織的に実施されていること。	人事労務係	事務組織規則 事務情報化委員会規則 R7年度SD参加者実績 R6年度SD参加者実績	(第13条(7))人事労務係が教職員の研修に関する ことなど定めると規定している。 (第2条(3))事務情報化推進のための研修金の企 画及び実施に関することを審議する、と規定してい る。
基準 4-4	教員と事務職員等との役割分担が適切であり、連携体制が確保されていること			
観点 4-4-①	教員と事務職員等の適切な役割分担の下、必要な連携体制が確保されていること			
(1)	教員、事務職員や技術職員の適切な役割分担の下、必要な連携体制が確保されていること。	総務・企画委員会	学則 学校運営会議規則 校務分掌表	(第9条)事務職員、技術職員を置くことを規定して いる。 本校の教育の基本方針、長期目標及び年度計画など重 要事項を決定する学校運営会議には、副校長や校長補 佐とともに事務部トップの事務部長も構成員となっ ている。各専攻委員会などにおいても構成員に事務職員 を加えて構成しており、教職員が連携して学校運営す る体制となっている。 校務分掌において、委員会等会議に参加する事務職員 が示されている。
基準 4-5	学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
観点 4-5-①	法令等が公表を求める事項が公表されていること			
	法令に従い、以下の教育情報が適切に公表されていること。(すべての項目にチェック必須)			
	●教育研究上の基本組織	学科の名称 専攻の名称	https://www.fukui-nct.ac.jp/course/ https://www.fukui-nct.ac.jp/course/major/info/	本校Web上で公開している 本校Web上で公開している
	●学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針	学科ごとの教育上の目的 専攻ごとの教育上の目的 卒業の認定に関する方針：本科 卒業の認定に関する方針：専攻科 教育課程の編成及び実施に関する方針：本科 教育課程の編成及び実施に関する方針：専攻科 入学者の受入れに関する方針：本科 入学者の受入れに関する方針：専攻科	https://www.fukui-nct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=8 https://www.fukui-nct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=13 https://www.fukui-nct.ac.jp/information/thrae/ https://www.fukui-nct.ac.jp/information/thrae/ https://www.fukui-nct.ac.jp/information/thrae/ https://www.fukui-nct.ac.jp/information/thrae/ https://www.fukui-nct.ac.jp/information/thrae/ https://www.fukui-nct.ac.jp/information/thrae/	本校Web上にある学校要覧で公開している 本校Web上にある学校要覧で公開している 本校Web上で公開している 本校Web上で公開している 本校Web上で公開している 本校Web上で公開している 本校Web上で公開している
	●教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	機械系 電気電子系 情報系 材料・生物系 都市・建築系 リベラルアーツ系	https://www.fukui-nct.ac.jp/course/mech/ https://www.fukui-nct.ac.jp/course/ee/ https://www.fukui-nct.ac.jp/course/info/ https://www.fukui-nct.ac.jp/course/mb/ https://www.fukui-nct.ac.jp/course/toshichan/ https://www.fukui-nct.ac.jp/course/liberal-arts/	本校Web上で公開している 本校Web上で公開している 本校Web上で公開している 本校Web上で公開している 本校Web上で公開している 本校Web上で公開している
	●授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	webシラバス	https://syllabus.kosen.k.go.jp/Pages/PublicDepartments?school_id=19&lang=ja	webシラバス上で公開している
	●入学者の選択に関すること	入試問題：本科（機構HP） 入試問題：専攻科 合格判定の方法及び基準：本科 合格判定の方法及び基準：専攻科 合理的配慮の提供に関する対応方法：本科 合理的配慮の提供に関する対応方法：専攻科 上記以外の入試に関する情報：本科 上記以外の入試に関する情報：専攻科	https://www.kosen-k.go.jp/kosen_navi https://www.fukui-nct.ac.jp/examination/college/ https://www.fukui-nct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/09/431a9bd816f0414aeafabcdbabc9745a.pdf#page=8 https://www.fukui-nct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/04/e42d865876ba8af6960d420fbc89df8b.pdf#page=5 https://www.fukui-nct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/09/431a9bd816f0414aeafabcdbabc9745a.pdf#page=14 https://www.fukui-nct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/04/e42d865876ba8af6960d420fbc89df8b.pdf#page=14 https://www.fukui-nct.ac.jp/examination/middle-school/ https://www.fukui-nct.ac.jp/examination/college/	高専機構Web上で公開している 本校Web上で公開している 本校Web上にある学生募集要項で公開している 本校Web上にある専攻科学生募集要項で公開している 本校Web上にある学生募集要項で公開している 本校Web上にある専攻科学生募集要項で公開している 本校Web上で公開している 本校Web上で公開している
	●入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した学生の数、進学数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国入留学生の数	学科、専攻の収容定員：本科 学科、専攻の収容定員：専攻科 学科、専攻の入学定員（編入学定員含む）：本科 学科、専攻の入学定員（編入学定員含む）：専攻科 入学者数、編入学者数：本科 入学者数、編入学者数：専攻科 在学者数：本科 在学者数：専攻科 卒業者（修了者）数：本科 卒業者（修了者）数：専攻科 進学者数：本科 進学者数：専攻科 就職者数：本科 就職者数：専攻科	https://www.fukui-nct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=49 https://www.fukui-nct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=50 https://www.fukui-nct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=49 https://www.fukui-nct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=50 https://www.fukui-nct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=49 https://www.fukui-nct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=50 https://www.fukui-nct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=49 https://www.fukui-nct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=50 https://www.fukui-nct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=56 https://www.fukui-nct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=57 https://www.fukui-nct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=58 https://www.fukui-nct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=57 https://www.fukui-nct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=59 https://www.fukui-nct.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=59	本校Web上にある学校要覧で公開している 本校Web上にある学校要覧で公開している 本校Web上にある学校要覧で公開している 本校Web上にある学校要覧で公開している 本校Web上にある学校要覧で公開している 本校Web上にある学校要覧で公開している 本校Web上にある学校要覧で公開している 本校Web上にある学校要覧で公開している 本校Web上にある学校要覧で公開している 本校Web上にある学校要覧で公開している 本校Web上にある学校要覧で公開している 本校Web上にある学校要覧で公開している 本校Web上にある学校要覧で公開している 本校Web上にある学校要覧で公開している 本校Web上にある学校要覧で公開している 本校Web上にある学校要覧で公開している 本校Web上にある学校要覧で公開している 本校Web上にある学校要覧で公開している 本校Web上にある学校要覧で公開している

	卒業後の進路（進学及び就職先の状況）：本科	https://www.fukui-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=58	本校HP上にある学校要覧で公開している	
	卒業後の進路（進学及び就職先の状況）：専攻科	https://www.fukui-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=59	本校HP上にある学校要覧で公開している	
	外国人留学生の数並びに科目等履修生等のうち外国人留学生の数：本科	https://www.fukui-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=51	本校HP上にある学校要覧で公開している	
	外国人留学生の数並びに科目等履修生等のうち外国人留学生の数：専攻科	https://www.fukui-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=51	本校HP上にある学校要覧で公開している	
	入学者及び卒業又は修了した者のうち外国人留学生の数（出身国・地域別内訳を含む。）：本科			
	入学者及び卒業又は修了した者のうち外国人留学生の数（出身国・地域別内訳を含む。）：専攻科			
	卒業又は修了後に進学した者及び就職した者のうち外国人留学生の数（出身国・地域別内訳を含む。）：本科			
	卒業又は修了後に進学した者及び就職した者のうち外国人留学生の数（出身国・地域別内訳を含む。）：専攻科			
	在学する日本人学生のうち留学（短期や私費留学等あらゆる対面の留学形態を含む。）した者の数：本科	https://www.fukui-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=51	本校HP上にある学校要覧で公開している	
	在学する日本人学生のうち留学（短期や私費留学等、専攻科あらゆる対面の留学形態を含む。）した者の数	https://www.fukui-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=51	本校HP上にある学校要覧で公開している	
●学修の成果にかかる評価及び卒業又は修了の認定にあたっての基準	成績評価基準：本科	https://www.fukui-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2025/05/honka-seiseki.pdf	本校HP上で公開している	
	成績評価基準：専攻科	https://www.fukui-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2025/05/senkouka-seiseki.pdf	本校HP上で公開している	
	連続単位がある場合、連続認定基準（連続に必要な単位数を含む。）：本科	https://www.fukui-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2025/05/honka-seiseki.pdf	本校HP上で公開している	
	連続単位がある場合、連続認定基準（連続に必要な単位数を含む。）：専攻科		【連続単位はない】	
	卒業（修了）認定基準（卒業（修了）に必要な単位数（必修、選択、自由科目別）含む）：機械工学科の例	https://www.fukui-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=20	本校HP上にある学校要覧で公開している	
	卒業（修了）認定基準（卒業（修了）に必要な単位数（必修、選択、自由科目別）含む）：学際リキニウム	https://www.fukui-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=33	本校HP上にある学校要覧で公開している	
	卒業（修了）認定基準（卒業（修了）に必要な単位数（必修、選択、自由科目別）含む）：一般科目	https://www.fukui-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=36	本校HP上にある学校要覧で公開している	
	卒業（修了）認定基準（卒業（修了）に必要な単位数（必修、選択、自由科目別）含む）：生産システム工学専攻	https://www.fukui-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=38	本校HP上にある学校要覧で公開している	
	卒業（修了）認定基準（卒業（修了）に必要な単位数（必修、選択、自由科目別）含む）：生産システム工学専攻	https://www.fukui-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2025/08/youran2025.pdf#page=39	本校HP上にある学校要覧で公開している	
	取得可能な称号	https://www.fukui-nct.ac.jp/information/disclosure/	本校HP上で公開している	
●校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	キャンパス概要	https://www.fukui-nct.ac.jp/information/campus/	本校HP上で公開している	
	運動施設の概要	https://www.fukui-nct.ac.jp/information/campus/	本校HP上で公開している	
	課外活動の情報（状況や使用施設等）	https://www.fukui-nct.ac.jp/life/club/	本校HP上で公開している	
	学習環境、休憩環境	https://www.fukui-nct.ac.jp/life/welfare-2/	本校HP上で公開している	
	所在地、交通手段	https://www.fukui-nct.ac.jp/information/access/	本校HP上で公開している	
●授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用	授業料	https://www.fukui-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2024/10/nyugaku.pdf	本校HP上で公開している	
	入学料	https://www.fukui-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2024/10/nyugaku.pdf	本校HP上で公開している	
	入学検定料	https://www.fukui-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2025/09/431a9bd816104144efabedhabc9746a.pdf#page=7	本校HP上で公開している	
	学生寮等の宿舍の費用	https://www.fukui-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2024/10/gakuryo.pdf	本校HP上で公開している	
	教材購入費	https://www.fukui-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2024/10/nyugaku.pdf	本校HP上で公開している	
	施設利用料等の費用	https://www.fukui-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2024/10/nyugaku.pdf	本校HP上で公開している	
	学生支援（修学支援、進路選択支援、心身の健康に係る支援、障害者支援、留学生支援など）	https://www.fukui-nct.ac.jp/life/cr/	本校HP上で公開している	
●高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	奨学金の概要（奨学金の種類、要件、申し込み方法等）	https://www.fukui-nct.ac.jp/life/money/	本校HP上で公開している	
●基幹教員に関する情報				

領域5 準学士課程の教育活動の状況					
基準 5-1	DPが具体的かつ明確であること				
観点 5-1-①	DPが、学校の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されていること				
(1)	関係法令やガイドラインを踏まえ、DPが定められていること。	教務委員会	福井高専HP-DP	定めている。	
(2)	DPが、「何ができるようになるか」に力を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的と整合性を有していること。	教務委員会	福井高専HP-DP	整合性を有している。	
(3)	DPが、以下の内容を含んでいること。(すべての項目にチェック必須) ●学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力を示している ●養成しようとする人材像の内容を示している	教務委員会	DP-CP対応表	示している	
基準 5-2	CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること				
観点 5-2-①	CPにおいて、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること				
(1)	CPが、以下の内容を含んでいること。(すべての項目にチェック必須) ●どのような教育課程を編成するかを示している ●どのような教育内容・方法を実施するかを示している ●学習成果をどのように評価するかを示している	教務委員会	DP-CP対応表	示している	
観点 5-2-②	CPがDPと整合性を有していること				
(1)	関係法令やガイドラインを踏まえ、CPが定められていること。	教務委員会	福井高専HP-DP	定めている。	
(2)	CPが、DPとの整合性を有していること。	教務委員会	DP-CP対応表	整合性を有している。	
基準 5-3	教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること				
観点 5-3-①	教育課程が体系的に編成されていること				
(1)	DPを踏まえて、適切な授業科目が体系的に配置されていること。	教務委員会	学生履修-教育課程表	学生履修 (pp.13-25) に記載している。	
(2)	一般教育の充実が配慮されていること。	教務委員会	シラバス-学習教育目標と科目の配置 シラバス-一般科目授業科目系統図 R6創造教育開発センター年次報告書 令和7年度数学に関するネットワーク会議議事要旨	機械工学科 (pp.9-16)、電気電子工学科 (pp.17-28)、電子情報工学科 (pp.29-36)、物質工学科 (pp.37-44)、環境都市工学科 (pp.38-52) 一般科目教室 (pp.1-8) p.36から示すように、創造教育開発センターが主体となって年度別に社会及び技術情報、数学、物理、コミュニケーション等に関する教員ネットワーク会議を開催している。 専門科目教員と一般科目教員が数学教育に関する議論を行う教員ネットワーク会議を開催している。 第14回、第15回で規定している。	
(3)	進級に関する規程が整備されていること。	教務委員会	学籍 卒業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則	規定している。	
観点 5-3-②	創造力、実践力等を育む教育方法の工夫が図られているか【より望ましい取組として分析】				
(1)	創造力を育む教育方法の工夫が行われているか。【より望ましい取組として分析】 ◇教育プログラムの一環として行われている、創造力を育む教育方法の具体的な工夫が確認できる資料 (PBL型の授業や創造型の演習のシラバス、授業教材、受講者数等)	教務委員会	機械工学科 知能機械演習シラバス 電気電子工学科 電子創造工学シラバス 電子情報工学科 創造工学演習シラバス 物質工学科 物質工学実験Ⅱシラバス 環境都市工学科環境都市工学設計製図Ⅲシラバス 理療科目 プロジェクト演習Ⅱシラバス	本の科目は学習教育目標のDPの科目、必修科目のため、当該クラスの学生全員が受講している。また、プロジェクト演習は4学年の全員が受講している。	
(2)	実践力を育む教育方法の工夫が行われているか。【より望ましい取組として分析】 ◇教育プログラムの一環として行われている、実践力を育む教育方法の具体的な工夫が確認できる資料 (シラバス、授業教材、受講者数等)	教務委員会	カリキュラムマップ-RE 科目系統図まとめ 進級のしおり-職業的なキャリア教育 機械工学実験Ⅰシラバス 電気電子工学実験Ⅰシラバス 電子情報工学実験Ⅰシラバス 生物工学実験Ⅰシラバス 材料工学実験Ⅰシラバス 精選デザインシラバス	R1認証評価ではインターンシップで実践力を育む教育とした。シラバスがないため、既の実践力を育む教育と見なしシラバスを根拠資料として示す。 学習教育目標RE「実践的能力と論理的思考能力を身に付ける」に対応した必修科目を設けている。 インターンシップを実施することとしている。 左の科目は必修科目のため、当該クラスの学生全員が受講している。	
(3)	その他教育方法の工夫が行われているか。【より望ましい取組として分析】 ◇教育プログラムの一環として行われている取組で、(1)(2)以外 (例：学生の国際性涵養 (かんよう) に向けた教育など) で教育方法の工夫を行っているものがあれば内容を示し、具体的な工夫が確認できる資料を提示する。(シラバス、授業教材、受講者数等)	教務委員会	英語Vシラバス トピタテ！留学ジャパン説明会 2025ガリレオコンテスト実施要項 2025ガリレオの卵コンテスト実施要項 2025ビジネスアイデアコンテスト実施要項 ガリレオ・ガリレオの卵・ビジネスアイデアコンテストの合同発表会 第2回全国高専D-COM優勝 第34回全国高専プロコン競技部門優勝	ネイティブ教員による英語教育を行っている。 海外留学支援制度に関する説明会を行っている。 グループでのづくりやコンテストへの挑戦を支援する制度を設けている。 自ら科学的な問題を発見し、その課題を自ら解決し、教育成果をポスターにまとめて発表する取組みを実施している。 アントレプレナーシップ育成に向けたコンテストを実施している。 取組みを広く学生に知ってもらうための合同発表会を実施している。	
(4)	(1)～(3)の学校としての取組の結果、優れた成果が上げられているか。【より望ましい取組として分析】 ◇これらの取組実績により得られた、学校として優れた成果が確認できる資料	教務委員会	福井高専HP-高専GON2024 ダイバーシティ&インクルージョン奨励賞 PR TIMES (外部HP) -日本と海外プロジェクト～ふくい海洋ごみ対策コンテスト選手権～大賞 ふくい産業支援センター (外部HP) -ふくいソフトウェアコンテスト2023 ふくいソフトウェア大賞 JICA (外部HP) -JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト 北陸センター所長賞 海外研修旅行報告会 技術系種において文部科学大臣賞受賞	物質工学実験Ⅱで取り組んだ「生化学」と「微生物学」に関する実験内容を踏まえたアイデアをもとに学生がコンテストに応募し、受賞している。これは、創造力の育成の成果である。 物質工学実験Ⅱで取り組んだ「有機化学」に関する実験内容を踏まえたアイデアをもとに学生がコンテストに応募し、受賞している。これは、創造力の育成の成果である。 電子情報工学科の創造工学演習で、ふくいソフトウェアコンテストの課題に取り組んだチームが、同大会で大賞を受賞した。 英語教育の充実による成果である。 2021年度から2023年度までのビジネスアイデアコンテストでは、最優秀賞の副賞として海外研修が実施されていた。そのため、海外研修報告会を根拠資料として提示した。 英語教育の充実による成果である。	
基準 5-4	DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること				
観点 5-4-①	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること				
(1)	1年間の授業を行う期間が、定期試験の期間を含め、35週確保されていること。	教務委員会	学籍 令和8年度行事予定表 令和8年度前期時間割 令和7年度後期時間割	(第12条) 1年間の授業を行う期間を35週にわたることを規定している。	
観点 5-4-②	特別活動が90単位時間以上実施されていること				
(1)	特別活動が90単位時間以上実施されていること。	教務委員会	学籍 令和7年度前期特別活動計画表 令和7年度後期特別活動計画表 令和8年度前期時間割 令和7年度後期時間割	(第13条第7項および別表第3) 90単位時間以上実施すると規定している。	
観点 5-4-③	適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること				
(1)	CPに照らして、講義、演習、実験、実習の適切な授業形態が採用されていること。	教務委員会	講義、演習、実験、実習の割合が分かる資料		
(2)	教育内容に応じて行っている。学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。(複数チェック可) ●教材の工夫 ●少人数教育 ●対話・討論型授業 ●フィールド型授業 ●情報機器の活用 ●基礎学力不足の学生に対する配慮 ●その他	教務委員会	構造力学Ⅱシラバス プロジェクト演習シラバス 工学倫理のシラバス 環境都市工学実験Ⅲシラバス-水質調査 C言語応用シラバス R7年度第12回教務委員会議事要旨 福井工業高等専門学校学習支援室規程 令和7年度学力強化期間実施概要	教材の工夫 少人数教育 対話討論型授業 フィールド型 情報機器を活用した授業 基礎学力不足の学生に対する配慮 成績不振者を対象とした学力強化期間を設けている。	
(3)	DPを踏まえて、シラバスの作成要領を示す文書において記載すべき項目が明確に規定され、それに基づきシラバスが適切に作成されていること。	教務委員会	【該当なし】 授業担当者の手引き	p.3でDPを確認して到達目標を入力するよう示している。	
(4)	組織的に、最新のシラバスが置換なく提示されているかの確認及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を改善を行っていること。	創造教育開発センター	成績評価及び授業点検シート作成について (依頼) webシラバス運用スケジュール 授業点検シート 教務に関する申合せ事項35 授業評価アンケート実施等に際する事項 ★教務委員会で、ペラレビュー状況の確認と、改善を検討していることが分かる議事要旨	3.2で教員間で確認することとしている。 授業点検シートに確認者記入欄がある。 授業評価アンケートでシラバス通りの授業だったかどうかを学生に確認している。	
(5)	設置基準第17条第3項の規定に基づき、授業科目 (いわゆる履修単位科目) は1単位当たり30単位時間を確保していること。	教務委員会	学籍	第13条の3で規定している	
(6)	(5)の30単位時間授業では、1単位時間を標準50分としていること。	教務委員会	令和8年度行事予定表 学籍	第13条の3で規定している	

(7)	設置基準第17条第4項の規定に基づき、1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目(いわゆる学修単位科目)を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示していること。その際、学期に定める授業形態ごとの単位時間数に同じ授業時間以外の学習が設定されていること。	教務委員会	学生便覧 授業担当者の手引き 学期3年空間情報工学シラバス-学習単位Aの一例	学則第13条の4で規程しており、これを学生便覧で明示している。 p.4で授業外学習について記載するよう示している。 シラバスで授業時間が学修を含むことを明記している。
基準 5-5 適切な履修指導、支援が行われていること				
観点 5-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること				
(1)	学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な取組としてどのようなことを行っているか。(複数チェック可)	教務委員会	資料5-5-1-(1)-01. 教務に関する申合せ事項第15 インターシップに関する事項 シラバスp.1 資格取得者数 県内8つの高等教育機関との単位互換に関する協定書 福井県立大学と放送大学との間における単位互換に関する協定書 【単位互換制度の実績が分かる資料】 【該当なし】 【該当なし】 【該当なし】	第6①で単位を認定することとしている。 事前、事後学習、報告会、事前ガイダンスにかかる時間を計算し、合わせて30時間なので2単位と考えている(45分1時間) 連携していることを記載している。 単位互換に関する協定を締結している。 単位互換に関する協定を締結している。
(2)	他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。	教務委員会	学則 資料5-5-1-(2)-02. R5年度第13回教務委員会議事要旨 資料5-5-1-(2)-03. R5年度大学等学修単位修得認定について その1 資料5-5-1-(2)-04. R5年度第20回教務委員会議事要旨 資料5-5-1-(2)-05. R5年度大学等学修単位修得認定について その1	第15条2. 3で規定している。 適切に取り扱っている。 適切に取り扱っている。 適切に取り扱っている。 適切に取り扱っている。
(3)	教育を実施する上でのガイダンスが実施されているか。	教務委員会	本学新入生オリエンテーション実施要項 校外実習ガイダンス要項 本科1年生に対するキャリアガイダンスの実施報告(本校HP) 進学希望者に対するキャリアガイダンスの実施報告(本校HP) 就職希望者向けキャリアガイダンス資料 編入学生の専攻(オリエンテーション)に関する案内文 留学生オリエンテーションに向けた事務部打合せ資料 留学生向け科目「日本語1」シラバス	新入生オリエンテーションを実施している。 インターシップガイダンスを実施している。 本科1年生対象キャリアガイダンスを実施している。 進学希望者に対するキャリアガイダンスを実施している。 就職希望者向けガイダンスを実施した。 編入学生がいた際には、事前ガイダンスを実施した。 留学生オリエンテーションを実施している。 日本語指導を実施している。
(4)	特別な支援が必要と考えられる学生に対し、教育を実施する上でのガイダンスが実施されているか。(複数チェック可)	教務委員会	●編入学生 ●留学生 ●障害のある学生 ●社会人学生 ●その他	編入学生がいた際には、事前ガイダンスを実施した。 留学生オリエンテーションを実施している。 日本語指導を実施している。 障害のある学生、特性を持つ学生等は、入学生保護者説明会においてカウンセラーから制度の説明を実施している。 【該当なし】
観点 5-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること				
(1)	学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制が整備されているか。(複数チェック可)	教務委員会	●担任制・指導教員制の整備 ●オフィスアワーの整備 ●対面型の相談受付体制の整備 ●電子メールによる相談受付体制の整備 ●ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 ●資格試験・検定試験等の支援体制の整備 ●外国への留学に関する支援体制の整備 ●その他 ●担任制・指導教員制の導入 ●学生との懇談会 ●意見投書箱 ●その他	学級担任の手引き オフィスアワーを明記したHPのURL 学生便覧 相談室提示 メール相談受付体制-学生相談室 1年生向けTeams講習会資料 機械設計技術者補講案内 (Teams通知)TOEIC L&R公開テスト受験料割引についての案内 外国への留学に関する支援体制を示した本校HP 【該当なし】 学級担任の手引き R7学生面談の案内 ようこそ1年生実施要項 校長運行(意見箱)の設置に関する案内文 【該当なし】 学級担任の手引きを参照し、担任に周知している。 ホームページで各教員のオフィスアワーを示している。 本文p.23の「学生の皆さんへの教育・生活支援」の項でオフィスアワーがあることを示している。 相談室があることを教書提示で示している。 相談室をメールでも受け付けることをホームページで示している。 Teamsを使ってコミュニケーションがとれるよう整備している。 機械設計技術者3級を受験する学生に対して、補講を行っている。 TOEIC L&R公開テスト受験料割引を行っている。 海外研修旅行や各種支援制度について、説明会を実施するとともに、HPで告知している。 学級担任の手引きの中で、学生との対話の重要性を示している。 学習支援に関する学生のニーズを把握するために、担任等がクラスの学生全員を対象として面談を実施している。 新1年生と教員とのつながりを作る面談の機会を毎年設けている。 意見投書箱を設置し、その利用について学生に周知している。
観点 5-5-③ 正規学生に海外で学習する機会が提供され、有効に活用されているか【より望ましい取組として分析】				
(1)	提供された機会を利用して学生が海外で学習しているか。【より望ましい取組として分析】	国際交流委員会	国際交流要綱 海外研修旅行事前説明会チラシ 教育後援会海外出張支援金交付要領 海外学習実績のわかる資料 自己点検・評価報告書(実績報告編)の当該部分の参照 R5からR7年度の海外研修実績	第2条で規定している。 海外旅行研究の機会を設けている。 教育後援会支援金交付制度を整備している。
基準 5-6 DPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること				
観点 5-6-① DP及びDPに基づき定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、成績評価基準が組織として策定されていること				
(1)	成績評価や単位認定に関する基準が、DPに基づき策定されていること。	教務委員会	学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則 学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則	策定している。
(2)	成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等が行われていること。	教務委員会	★教員会議議事要旨-卒業認定 一令和8年3月10日卒業認定教員会議議事要旨 ★教員会議議事要旨-進級認定 一令和8年3月17日進級認定教員会議議事要旨	
(3)	1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目(学修単位科目)を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバスの記載どおりに行われていることを学校として把握していること。	創造教育開発センター	授業点検シート 授業点検シートの結果をまとめた資料 R7第1回創造教育開発センター会議議事要旨	授業点検シートにおいて、科目担当者自身が授業外学習を含めて成績評価を行っているかを点検し、確認者が内容やエビデンスの有無を確認する。 成績資料の有無は、創造教育開発センター員も行う体制をとっている。
観点 5-6-② 成績評価認定基準が学生に周知されていること				
(1)	成績評価や単位認定に関する基準が学生に周知されていること。	教務委員会	成績評価や単位認定に関する基準を示した学生便覧 教務の申合せ事項第2 進級試験に関する事項	学生便覧p.4～p.6で示している。 進級試験の実施方法を規定している。
(2)	追試験、再試験、単位追試験の成績評価方法が定められていること。	教務委員会	学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則	再試を実施するか否かは科目担当者が判断しているが、実施する科目はシラバスに再試の条件(課題を全合格後試験すること等)を明記している。
観点 5-6-③ 成績評価基準に基づき各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること				
(1)	成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するため、学校として組織的な措置が行われていること(すべての項目にチェック必須)	教務委員会 創造教育開発センター	●答案の返却 ●模範解答や視点基準の提示 ●同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ●成績評価の妥当性の事後チェック(シラバス通りに成績評価が行われていることの確認) ●試験問題のレベルが適切であることのチェック ●試験問題の採点問題が採点されていないことの確認 ●評価実施の前年度に行った組織的な措置が確認できる資料(関係会議資料、議事録、(あれば)定正措置が行われたことと定正結果をまとめた資料)	IV-8で答案を返却するよう、授業担当者に指示している。 授業担当者に指示している。 授業点検シートにチェック項目がある。 授業点検シートにチェック項目がある。 授業点検シートにチェック項目がある。 創造教育開発センターで授業点検シートの入力・確認をフェーズとしている。 R7.9.10のFD講演会資料(p.24) FD講演会で教員全体に周知
観点 5-6-④ 成績に対する異議申立て制度が組織的に設けられていること				
(1)	成績評価結果に関する学生からの意見申立ての機会が規程等により定められていること。	教務委員会	教務に関する申合せ事項第34 授業科目の履修成績に対する異議申立てに関する事項	規定している。
基準 5-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な卒業判定が実施されていること				
観点 5-7-① 卒業認定基準をDPに従って、組織として策定していること				
(1)	学校が定める卒業要件が組織的に策定され、設置基準が定める要件と整合していること。	教務委員会	学則 福井工業高等専門学校学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則 教務に関する申合せ事項第7 進級及び卒業の認定に関する事項	第28条で規定している。 卒業認定に関する事項を策定している。 卒業認定に関する事項を策定している。
観点 5-7-② 策定された卒業要件が学生に周知されていること				
(1)	卒業認定基準が学生に周知されていること。	教務委員会	卒業認定基準が示された学生便覧	学生便覧のp.4～p.6に記載されている。
観点 5-7-③ 卒業の認定が、卒業認定基準に基づき組織的に実施されていること				

(1)	卒業認定基準に基づき、組織として卒業認定していること。	教務委員会	卒業認定会議資料、要請書	教員会議にて卒業認定している。	
基準 5-8	学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること				
観点 5-8-1	DPに沿った学習・教育の成果を確認するための体制が整備されていること				
(1)	学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制が整備されていること。	教務委員会	教務委員会規則 創造教育開発センター規則 務務に関する申合せ事項37 卒業生・修了生アンケート実施等に関する事項	第2条(4)と第5条に教育の質保証に関することを議論、点検・評価することとしている 第3条(2)で教育課程の調査・検討に関する業務を行うことを規定している。 DPに沿った学習・教育目標の成果が達成できているのかを調査するために、卒業生アンケート、卒業生・大学等アンケートの頻度、方法、質問項目を規定している。	
観点 5-8-2	卒業時の学生からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること				
(1)	学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果を把握・評価が行われていること。	教務委員会	卒業生アンケート ★教務委員会で、アンケート結果を踏まえて、学習・教育の成果の把握・評価を行っている講義委員	アンケート結果を集計している	
観点 5-8-3	卒業後一定期間の就業経験を経た卒業生からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること				
(1)	学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度たった者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていること。	教務委員会	実施卒業生・修了生アンケート結果 令和5年度第10回教務委員会議事要旨	アンケート結果を集計している 報告事項5でアンケート結果を確認していることが分かる。	
観点 5-8-4	就職先等からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること				
(1)	学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生の就職・進学先の関係者に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていること。	教務委員会	実施卒業生・修了生アンケート結果 就職・進学先アンケート結果 令和5年度第10回教務委員会議事要旨	アンケート結果を集計している アンケート結果を集計している 報告事項5でアンケート結果を確認していることが分かる。	
基準 5-9	APが具体的なかつ明確であること				
観点 5-9-1	APが学校の目的を踏まえて明確に定められていること				
(1)	関係法令及びガイドラインを踏まえ、APが定められていること。	入試委員会	福井県高AP-AP	定められている。	
(2)	APが、学校や学科の目的、DP、IPを踏まえて策定されていること。	入試委員会	福井県高AP-AP	策定されている。	
(3)	APが、以下の内容を含んでいること。（すべての項目にチェック必須） ●入学者選抜の基本方針 ●求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）	入試委員会	福井県高AP-AP	含んでいる。	
基準 5-10	学生の受入れが適切に実施されていること				
観点 5-10-1	APに沿って適切な受入方法が採用されており、実施体制により公正に実施されていること				
(1)	AP、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等）、面接内容、配点、出題方針その他）となっていること。	入試委員会	学生募集要項 面接要項（非公開） 合否判定基準（推薦・学力）（非公開） 合否判定様式（推薦・学力）（非公開） 合否を判定した会議の議事要旨（推薦・学力） 合否を判定した会議の議事要旨（推薦・学力）	適切な入学者選抜方式となっている。 適切な面接要項を策定している。 適切な合否判定基準を策定している。 適切な合否判定様式を策定している。 教員会議において推薦入試の合格判定を行っている。 教員会議において推薦入試の合格判定を行っている。	
観点 5-10-2	APに沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果が入学者選抜の改善に役立てられていること				
(1)	検証及び検証結果を改善に役立てる体制が整備されていること。	入試委員会	入学試験委員会規則	第5条でアドミッションポリシー及び入学者選抜に関する自己点検・評価を行うことを規定している。	
(2)	(1)の体制の下、実際に入学した学生が、APに沿っているかどうかの検証が行われていること。	入試委員会	入学願書-AP 新入生アンケート集計結果 R7年度第4回入学試験委員会議事要旨	入学願書でAPに沿っているかどうかを書く欄がある。 入学試験係に確認したところ、入学願書のAPへの適合が全ての生徒は受験していない。 新入生アンケートにおいて、志望理由となったAPを確認している。 報告事項3で、新入生アンケートの結果が入学者選抜委員会において報告されていることが分かる。	
(3)	(2)の検証の結果が入学者選抜の改善に役立てられていること。	入試委員会	福井県高AP-AP 令和5年度第10回教務委員会議事要旨	p.3 上記アセスメント・プランにおいて、入学者選抜の方法が適切であると判断している。	
基準 5-11	実入学者数が入学定員※に対して適正数となっていること ※収容定員を5で除した数				
観点 5-11-1	実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと				
(1)	収容定員が学科ごとに学則で定められていること。また、1学級当たり40人が標準とされていること。	入試委員会	学則	学則第13条の4で規程しており、これを学生便覧で明示している	
(2)	学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制が整備されていること。	入試委員会	入学試験委員会規則 入試広報委員会規則	入試委員会において入学定員と実入学者数との関係を把握している。また、入試広報委員会において中学校訪問やオープンキャンパス等を審議し、改善を図るための体制が整備されている。 入試広報については、入試広報委員会が審議することを規定している。	
(3)	過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であること。	入試委員会	5年間の定員充足率が分かる資料 令和6年度第12回入学試験委員会議事要旨	APより集計 推薦選抜合格者数と学力選抜合格者の合計が、募集定員を下回る学科が出たため、2次募集を実施することを決定した。	
(4)	過去5年間で、学科ごとの実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っていること。 ●大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例が確認できる資料を添付して記述する。	入試委員会	令和5年度第4回入試広報委員会議事要旨 キャンパスツアー2025参加者アンケート結果	R7年度にR.Eで2次募集を行い対応。中学生の進路選抜が早まっていること、中学校の進路指導において自分で決める取り組みが実施されていることを踏まえ、5月にキャンパスツアーを実施している。また、秋にもキャンパスツアーを実施し広範囲に努めている。掲載資料としては、キャンパスツアー参加者のアンケート結果を示す。P.4より、電気電子系を志願する生徒が多いことが判る。	

領域6 専攻科課程の教育活動の状況					
基準 6-1	DPが具体的かつ明確であること				
観点 6-1-①	DPが、学校の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されていること				
(1)	関係法令やガイドラインを踏まえ、DPが定められていること。	専攻科委員会	福井県専攻科DP	定められている。	
(2)	DPが、「何ができるようになるか」に焦点を置いたものであり、かつ専攻科	専攻科委員会	DP-CF対応表	整合性を有している。	
(3)	DPが、以下の内容を含んでいること。(すべての項目にチェック必須)	専攻科委員会	DP-CF対応表	示している	
基準 6-2	DPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること				
観点 6-2-①	CPにおいて、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること				
(1)	CPが、以下の内容を含んでいること。(すべての項目にチェック必須)	専攻科委員会	DP-CF対応表	示している	
(2)	CPが、DPとの整合性を有していること。	専攻科委員会	DP-CF対応表	示している	
基準 6-3	教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること				
観点 6-3-①	教育課程が体系的に編成されていること				
(1)	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の特例認定専攻科に認定されている場合は、その結果との対応を記述することで、この観点は満足していると判断する。もし、認定されていない場合は、以下の資料から確認する。				
(1)	DPを踏まえて、適切な授業科目が体系的に配置されていること。	専攻科委員会	教育課程表 科目の流れ		
観点 6-3-②	準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっていること				
(1)	専攻科の教育課程が、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮していること。	専攻科委員会	準学士課程からのつながりが分かる科目の流れ		
観点 6-3-③	創造力、実践力等を育む教育方法の工夫が図られているか【より望ましい取組として分析】				
(1)	創造力を育む教育方法の工夫が行われているか。【より望ましい取組として分析】 ◇教育プログラムの一環として行われている。創造力を育む教育方法の具体的な工夫が確認できる資料（PBL型の授業や創造型の演習のシラバス、授業教材、受講者数等）	専攻科委員会	創造デザイン演習シラバス（生産システム工学専攻） 創造デザイン演習シラバス（環境システム工学専攻） 創造デザイン演習の取組を示すHP デザイン工学シラバス（生産システム工学） デザイン工学シラバス（環境システム工学）	必修科目である創造デザイン演習では、地域の課題を解決するPBL型授業を実施している。	
(2)	実践力を育む教育方法の工夫が行われているか。【より望ましい取組として分析】 ◇教育プログラムの一環として行われている。実践力を育む教育方法の具体的な工夫が確認できる資料（シラバス、授業教材、受講者数等）	専攻科委員会	インターンシップシラバス（生産システム工学専攻） インターンシップシラバス（環境システム工学専攻）	インターンシップでは、企業・官公庁などの現場における就業体験を実施している。（海外インターンシップとの選択必修）	
(3)	その他教育方法の工夫が行われているか。【より望ましい取組として分析】 ◇教育プログラムの一環として行われている。例：学生の国際性開発（かみよう）に向けた教育など。で教育方法の工夫を行っているものもあれば内容を示し、具体的な工夫が確認できる資料を提示する。（シラバス、授業教材、受講者数等）	専攻科委員会	海外インターンシップシラバス（生産システム工学専攻） 海外インターンシップシラバス（環境システム工学専攻） 海外インターンシップ実績（本校HP） 技術者英語コミュニケーション演習（生産システム工学専攻） 技術者英語コミュニケーション演習（環境システム工学専攻） 専攻科学生英語プレゼンテーション発表会実施要項	海外インターンシップでは、海外の企業などの現場における就業体験を実施している。（インターンシップとの選択必修） 令和5年～7年の間、毎年1名以上の学生が海外インターンシップに参加している。 必修科目である技術者英語コミュニケーション演習では、ネイティブ教員による指導の元、英語プレゼンテーションを実施している。 技術者英語コミュニケーション演習の中で英語プレゼンテーション発表会を実施している。	
(4)	1)～(3)の学校としての取組の結果、優れた成果が上げられているか。【より望ましい取組として分析】 ◇これらの取組実績により得られた、優れた成果が確認できる資料	専攻科委員会	(1)の成果が分かる資料 ビジネスアイデアコンテスト (2)の成果が分かる資料 専攻科インターンシップ報告会資料 (3)の成果が分かる資料 専攻科生が国際学会で発表した本校HP記事	本校のビジネスアイデアコンテストにおいて、創造デザイン演習で取り組んだチームが優秀な成績を収めた。 企業でのインターンシップで実践的な取り組みを行っていることが分かる。 英語力を発揮して、国際会議で発表を行った。	
基準 6-4	DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること				
観点 6-4-①	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること				
(1)	1年間の授業を行う期間が、定期試験の期間を含め、35週確保されていること。	専攻科委員会	学則 R0年度行事予定表	第12条で1年間の授業を行う期間を35週にわたることを規定している。	
観点 6-4-②	適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること				
(1)	CPに照らして、講義、演習、実験、実習の適切な授業形態が採用されていること。	専攻科委員会	講義、演習、実験、実習の割合が分かる資料		
(2)	教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（複数チェック可）	専攻科委員会	生産システム工学実験Ⅰ(M)シラバス 生産システム工学実験Ⅰ(E)シラバス 生産システム工学実験Ⅰ(F)シラバス 環境システム工学実験Ⅰ(O)シラバス 環境システム工学実験Ⅰ(B)シラバス 創造デザイン演習のシラバス	授業形態については、専攻に応じて講義・実習科目と実験・実習科目それぞれに必要な単位数が設定されている。また、授業形態、学習指導法については、適切な教員が授業を担当している。本専攻科は各専攻のすべての専攻の区分で特例認定専攻科に認定されており、上記内容に関する資料は、申請時に提出し、認められている。また、授業方法・内容はシラバスに掲載されており、ホームページから自由に閲覧可能となっている。以上のことから、本観点を本校は満たしていると判断できる。	
(3)	DPを踏まえて、シラバスの作成選定を示す文章において記載すべき項目が明確に規定され、それに基づきシラバスが適切に作成されていること。	専攻科委員会	授業担当者の手引き シラバスの例		
					成績評価資料及び授業点検シートについて（依頼）

(4)	組織的に、最新のシラバスが漏れなく提示されているかの確認及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っていること。	創造教育開発センター	授業点検シート 教務に関する申出事項第35 授業評価アンケート実施等に関する事項			
(5)	授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示していること。その際、学期に定める授業形態ごとの単位時間数に応じた授業時間以外の学習が設定されていること。	専攻科委員会	トピックスレビュー状況の確認と、改善を検討していることが分かる議事要旨 専攻科履修の手引き 授業担当者の手引き (例) 人間—機械システムシラバス			
観点 6-4-③	OPに基づき、教養教育や研究指導が適切に行われていること 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の特例認定専攻科に認定されている場合は、その結果との対応を記述することで、この観点は満足していると判断する。もし、認定されていない場合は、以下の資料から確認する。					
(1)	学生への教養教育や研究指導が、適切に行われていること。	専攻科委員会	前期時間割 後期時間割 生産システム工学特別研究Ⅰのシラバス 環境システム工学特別研究Ⅰのシラバス 生産システム工学特別研究Ⅱのシラバス 環境システム工学特別研究Ⅱのシラバス 技術者総合セミナーのシラバス(生産システム工学専攻) 技術者総合セミナーのシラバス(環境システム工学専攻)	OPは、OPで定められている学習教育目標との関連性が明確に示されており、各科目のシラバスには、学習教育目標との関連性が明示されている。また、授業の全体構成は、「特例認定専攻科申請資料 6 科目表(様式第5号)」に示している。研究指導については、学期初年と科目として「特別研究Ⅰ」と「技術者総合セミナー」の2科目を設定し、複数の教員による研究指導が実施されている。以上のカリキュラムは、特例認定専攻科の審査において確認されていることより、OPに基づいた教養教育や研究指導が適切に行われていると判断できる。		
基準 6-5	適切な履修指導、支援が行われていること					
観点 6-5-①	学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること					
(1)	学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な取組としてどのようなことを行っているか。(複数チェック可)	<ul style="list-style-type: none"> ●他専攻の授業科目の履修を認定 ●インターンシップによる単位認定 ●進路支援と連携 ●資格取得に関する教育 ●他の高等教育機関との単位互換制度 ●個別の授業科目内での工夫 ●最先端の技術に関する教育 ●その他 	専攻科委員会	専攻科の授業科目の履修などに関する規則 インターンシップ実施要項 専攻科シラバス 県内8つの高等教育機関との単位互換に関する協定書 福井県等と放送大学との間における単位互換に関する協定書 特別聴講派遣学生及び特別聴講学生規則	第12条で規定している。 保険加入などを定めている。 p.8の教育課程表で、インターンシップを単位認定することとしている。 単位互換に関する協定を締結している。 単位互換に関する協定を締結している。 特別聴講派遣学生の制度を定めている。	
(2)	他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。	専攻科委員会	福井工業専門学校以外の教育機関等における学修等に関する規則 特別聴講派遣学生及び特別聴講学生規則	対象や単位認定等について適切に定めている。 特別聴講派遣学生の制度を定めている。		
(3)	教育を実施する上でのガイダンスが実施されているか。	専攻科委員会	技術者総合セミナーガイダンス実施要項	技術者総合セミナーのガイダンスを実施している。		
(4)	特別な支援が必要と考えられる学生に対し、教育を実施する上でのガイダンスが実施されているか。(複数チェック可)	<ul style="list-style-type: none"> ●留学生 ●障害のある学生 ●社会人学生 ●その他 	専攻科委員会	専攻科履修の手引き 専攻科外国人留学生規則 キャンパス自立支援要項 内部組織規則 内部組織規則	専攻科学生向けの履修の案内を配布している。 第10条及び第11条で規定している。 第8条—2—(3) および10条—2で規定している。 第10条で規定している。 第10条で規定している。	
観点 6-5-②	学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること					
(1)	学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制が整備されているか。(複数チェック可)	<ul style="list-style-type: none"> ●担任制・指導教員制の整備 ●オフィスアワーの整備 ●対面型の相談受付体制の整備 ●電子メールによる相談受付体制の整備 ●ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 ●資格試験・検定試験等の支援体制の整備 ●外国への留学に関する支援体制の整備 ●その他 	専攻科委員会	学生便覧(学生の皆さんへの教育・生活支援の園) オフィスアワーが掲載してあるHPのURL 相談室提示 メール相談受付体制—学生相談室 アカウントの配布 TOEIC公開の学内実施 専攻科履修の手引き(専攻科生の海外活動支援に関する申し合わせ)	専攻科委員が専攻科生の教育・生活支援をすることとしている。 ホームページで各教員のオフィスアワーを示している。 相談室があることを教室掲示で示している。 相談をメールでも受け付けることをホームページで示している。 Forumを使ってコミュニケーションがとれるよう整備している。 学内でTOEIC IP 試験を実施し、広報を行っている。 p.20に海外活動支援に関する申し合わせが記載されており、学生に広報されている。	
(2)	学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。(複数チェック可)	<ul style="list-style-type: none"> ●担任制・指導教員制の導入 ●学生との懇談会 ●意見投書箱 ●その他 	専攻科委員会	学生便覧(学生の皆さんへの教育・生活支援の園) 校長直使(意見箱)の設置に関する案内文	専攻科委員が専攻科生の教育・生活支援をすることとしている。 意見投書箱を設置し、その利用について学生に周知している。	
観点 6-5-③	正規学生に海外で学習する機会が提供され、有効に活用されているか【より望ましい取組として分析】					
(1)	提供された機会を利用して学生が海外で学習しているか。【より望ましい取組として分析】	国際交流委員会	国際交流要項 海外研修旅行事前説明会ナラシ 教育後援会海外連携支援金交付要項 令和7年9月29日専攻科委員会資料No.2	第2条で規定している。 海外旅行研究の機会を設けている。 教育後援会支援金交付制度を整備している。 R7年度は5名の学生が海外インターンシップに参加した。そこに対して、資金面でも支援していることが分かる。		
基準 6-6	OPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること					
観点 6-6-①	OPに基づき定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、成績評価基準が組織として策定されていること					
(1)	成績評価や単位認定に関する基準が、OPに基づき策定されていること。	専攻科委員会	専攻科の授業科目の履修等に関する規則	各教科は、OPで定められている学習教育目標に関連付けて設定されているOPと関連付けられており、各教科の評価方法は、個別のシラバスに明記されている。また、学習成果の全体としての評価については専攻科委員会が確認され、最終的な確認は専攻科委員会と教員各課で行われている。この実施状況について特例認定の際にレビューを受けており、適と判断されている。以上ことから、本観点を本校は満たしていると判断できる。		
(2)	成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等が行われていること。	専攻科委員会	R7年度第21回専攻科委員会議事要旨			
(3)	1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目(学修単位数)を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバスの記載どおりに行われていることを学校として把握していること。	創造教育開発センター	授業点検シート 授業点検シートの結果をまとめた資料 創造教育開発センターで授業点検シートを確認していることが分かる議事要旨			
観点 6-6-②	成績評価認定基準が学生に周知されていること					
(1)	成績評価や単位認定に関する基準が学生に周知されていること。	専攻科委員会	専攻科履修の手引き	履修の手引きに「専攻科の授業科目の履修等に関する規則」が掲載されている。履修の手引きは、新入生ガイダンスの際に学生に配布されている。		
(2)	追試験、再試験、単位追試験の成績評価方法が定められていること。	専攻科委員会	専攻科の授業科目の履修等に関する規則	第4条で追試験を、第5条で再試験を規定している。		
観点 6-6-③	成績評価基準に基づき各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること					
(1)	●答案の返却	専攻科委員会	授業担当者の手引き	T7-8で答案を返却するよう、授業担当者に指示している。		
	●模範解答や採点基準の提示	専攻科委員会	成績評価資料及び授業点検シートの作成について	授業担当者に指示している。		

(1)	成績評価や単位認定の客観性、信頼性を担保するため、学校として組織的な措置が行われていること。(すべての項目にチェック必須)	●同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ●成績評価の妥当性の事後チェック(シラバス通りに成績評価が行われていることの確認) ●試験問題のレベルが適切であることのチェック ●同一の試験問題が使われていないことの確認に関し、評価実施の前年度に行った組織的な措置が確認できる資料(関係者の会議資料、議事録、(あれば)変更措置が行われたことと確認できる資料)	創造教育開発センター	授業点検シート 授業点検シート 授業点検シート R06第3回創造教育開発センター会議議事要旨 R0709FD研修会-成績評価	授業点検シートにチェック項目がある。 授業点検シートにチェック項目がある。 授業点検シートにチェック項目がある。 創造教育開発センターで授業点検シートの入力・確認をチェックしている。 R7.9.10のFD講演会資料(p.24) FD講演会で教員全体に周知
観点 6-6-4	成績に対する異議申立て制度が組織的に設けられていること				
(1)	成績評価結果に関する学生からの意見申立ての機会が規程等により定められていること。	専攻科委員会	教務に関する申事項第34 授業科目の履修成績に対する異議申立てに関する事項	定めている。	
基準 6-7	学校の目的及びDPに基づき、公正な修了判定が実施されていること				
観点 6-7-1	修了認定基準をDPに従って、組織として策定していること				
(1)	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の特例認定専攻科に認定されている場合は、その結果との対応を記述することで、この観点は満足していると判断する。もし、認定されていない場合は、以下の資料から確認する。	専攻科委員会	学則 専攻科の授業科目の履修等に関する規則		修了認定基準および修了に必要な単位数は、DPに基づき、専攻科委員会で設定している。この実施状況について特例認定の際にレビューを致しており、適と判断されている。以上のことから、本観点の内容を本校は満たしているかと判断できる。
観点 6-7-2	策定された修了要件が学生に周知されていること				
(1)	修了認定基準が学生に周知されていること。	専攻科委員会	専攻科履修の手引き		履修の手引きに「学則」「専攻科の授業科目の履修等に関する規則」が記載されている。履修の手引きは、新入生ガイダンスの時に学生に配布されている。
観点 6-7-3	修了の認定が、修了認定基準に基づき組織的に実施されていること				
(1)	修了認定基準に基づき、組織として修了認定していること。	専攻科委員会	令和7年2月18日教員会議資料No.1		教員会議において、適切に修了認定している。
基準 6-8	学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること				
観点 6-8-1	DPに沿った学習・教育の成果を確認するための体制が整備されていること				
(1)	学生が修了時に身に付けた学力、資質、能力について、修了時の学生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制が整備されていること。	専攻科委員会	専攻科委員会規則 創造教育開発センター規則		第2条(5)と第6条で専攻科の教育の質保証に関することを明確に点検・評価することとしている 第3条(2)で教育課程の調査・検討に関する業務を行うことを規定している。
観点 6-8-2	修了時の学生からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること				
(1)	学生が修了時に身に付けた学力、資質、能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていること。	専攻科委員会	修了時アンケート結果 ★専攻科委員会でアンケート結果を踏まえて学習・教育の成果を把握・評価し、改善策を検討していることが分かる議事要旨		アンケート結果を累計している
観点 6-8-3	修了後一定期間の就業経験を経た修了生からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること				
(1)	学生が修了後に身に付けた学力、資質、能力について、修了後(修了直後でない者)に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていること。	専攻科委員会	R7年3月14日専攻科委員会資料No.5 R7年3月14日専攻科委員会議事要旨		アンケート結果を累計している 報告事項1でアンケート結果を確認している。
観点 6-8-4	就職先等からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること				
(1)	学生が修了時に身に付けた学力、資質、能力について、修了生の就職・進路先の関係者に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていること。	専攻科委員会	実施卒業生・修了生アンケート結果 R5年度第24回専攻科委員会議事要旨		卒業生・修了生アンケートの中で、就職先・進路先アンケート結果も取り上げ、それを累計している 報告事項1でアンケート結果を確認している。
基準 6-9	APが具体的かつ明確であること				
観点 6-9-1	APが学校の目的を踏まえて明確に定められていること				
(1)	関係法令及びガイドラインを踏まえ、APが定められていること。	専攻科委員会	福井県専攻科AP		定められている。
(2)	APが、以下の内容を含んでいること。(すべての項目にチェック必須) ●入学者選抜の基本方針 ●求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)	専攻科委員会	福井県専攻科AP 福井県専攻科AP		含んでいる。 含んでいる。
基準 6-10	学生の受入れが適切に実施されていること				
観点 6-10-1	APに沿って適切な受入方法が採用されており、実施体制により公正に実施されていること				
(1)	AP、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法(学生募集の方針、選抜区分(学力選抜、推薦選抜等。)、面接内容、配点・出題方針その他)となっていること。	専攻科委員会 委員長	専攻科学生募集要項 面接要領(非公開) 合否判定基準(推薦・学力)(非公開) 合否判定様式(推薦・学力)(非公開) R7年度5月合格者判定兼定例教員会議議事要旨 R7年度6月合格者判定兼定例教員会議議事要旨		適切な入学者選抜方法となっている。 適切な面接要領を規定している。 適切な合否判定基準を策定している。 適切な合否判定様式を策定している。 教員会議で専攻科入学者推薦選抜合格者の判定を行っている。 教員会議で専攻科入学者学力選抜合格者の判定を行っている。
観点 6-10-2	APに沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果がAPの改善に役立てられていること				
(1)	検証及び検証結果を改善に役立てる体制が整備されていること。	専攻科委員会	専攻科委員会規則		第2条で規定している。
(2)	(1)の体制の下、実際に入学した学生が、APに沿っているかどうかの検証が行われていること。	専攻科委員会	専攻科入学試験面接項目(非公開)		入学試験の面接でAPについて質問している。
(3)	(2)の検証の結果がAPの改善に役立てられていること。	専攻科委員会	令和7年度第4回専攻科委員会議事要旨(非公開) 令和7年度第6回専攻科委員会議事要旨(非公開)		審議事項1で面接質問項目の変更について議論している。 審議事項1で学力選抜の面接質問内容の修正について議論している。
基準 6-11	実入学者数が適切な数となっていること				
観点 6-11-1	実入学者数が適切な数となっていること				
(1)	収容定員(又は入学定員)が専攻ごとに学期等で定められていること。	専攻科委員会	学則		第31条で規定している
(2)	専攻ごとの入学定員(収容定員を定めている場合は、収容定員を2で除いた数)と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制が整備されていること。	専攻科委員会	専攻科委員会規則		第2条で規定している。
(3)	過去5年間の専攻科全体の実入学者数が適切であること。	専攻科委員会	専攻科入試志願者等状況(専攻科長手持ち資料)/学校要旨 【確認した内容を記載する】 ★過去5年間平均の実入学者数が入学定員の0.7倍以上~1.3倍未満の範囲にない場合には、特に、学校としてその状況を把握、分析した上で、教職員配置、教育研究施設・設備等の整備がなされていること、また適切な教育成果が上げられていることを確認		専攻科委員会・教員会議などで専攻科長の説明資料として用いている 各専攻における、直近5年間の平均入学者数は、生産システム工学専攻が1.33倍、環境システムが1.17倍となっている。本状況に対し、資料8-2-3-(4)-01に示すように、教室の大きさや教材などには余裕がある。また、指導指針は1人の学生に対して2名以上の教員(複数名の学生指導員)がかかることになっているが、環境システム工学専攻の教員は19名おり、令和4年度の入学定員20名に対しても指導は十分可能であり、現段階において、問題は発生していない。 また、令和5年度からは、定員に対して適切な人数を取ることができるように推薦入試の基準を見直したことから、平均入学定員充足率については、改善の方向にある。

National Institute of Technology (KOSEN), Fukui College

